

# 伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画



令和6年2月

伊豆東部火山群防災協議会

## < 目 次 >

1. はじめに	1
2. 伊豆東部火山群について	2
(1) 伊豆東部火山群の特徴と噴火史	2
(2) 伊豆東部火山群の噴火想定	3
(3) 伊豆東部火山群で予想される火山現象	5
(4) 伊豆東部火山群の噴火シナリオ	7
(5) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル	8
(6) 火山に関連する防災情報	11
3. 計画策定の経緯・目的	13
4. 基本方針（計画の前提条件）	14
(1) 影響が想定される範囲と避難を要する範囲	14
(2) 計画の前提	15
(3) 避難対象者の区分	18
(4) 想定火口域と避難対象者数	20
(5) 避難先について	24
(6) 避難指示等発令のタイミング	24
(7) 避難指示解除基準	25
5. 防災体制	26
(1) 伊東市の体制	26
(2) 受入先市町の体制	27
(3) 伊豆東部火山群防災協議会の体制	27
6. 情報伝達	28
(1) 伊東市の情報収集・伝達体制	28
(2) 一般住民、避難行動要支援者、観光客等への情報伝達	28
(3) 異常現象の通報と情報共有体制	32
(4) 報道対応	33
7. 避難対応	34
(1) 避難手段	35
(2) 避難先と避難経路	37
避難対象地区ごとに設定した避難経路所までの避難経路	40
i 全域	40
ii 北寄り	43

iii 南寄り	46
(3) 観光客等の避難(帰宅)	50
(4) 一般住民・避難行動要支援者の避難	53
(5) 噴火発生時の緊急安全確保	54
(6) 津波への対応	55
(7) 宿泊施設・観光施設等での対応	55
(8) 保育園、幼稚園、学校等における対応	56
(9) 観光客等の流入に対する対応	57
(10) 警戒区域の設定	59
(11) 行方不明者の捜索・救助活動	59
(12) 負傷者等の医療救護	59
(13) 受入先市町の対応	59
8. 避難所の開設・運営	60
(1) 避難所の開設、運営対応	60
(2) 避難所における物資・食料の調達	60
(3) 災害派遣福祉チーム(DWAT)との連携	60
9. 避難後の対応(避難指示の解除基準等)	61
(1) 噴火に至った後の対応	61
(2) 噴火に至らなかった場合の対応	61
(3) 噴火影響範囲が縮小された場合の対応	62
(4) 小さな噴石・降灰・被害を伴う地震・降灰後の土石流への対応	62
(5) 避難長期化対策	62
(6) 避難指示の解除、警戒区域への一時立入等の対応	62
10. 平常時からの火山防災啓発と防災訓練	64
(1) 火山防災に関する啓発・防災教育	64
(2) 防災訓練	64
11. 今後の課題	65
(1) 本計画で対応を定めていないケースについて	65
(2) 噴火影響範囲外で噴火が発生する可能性について	65
(3) 病院・福祉施設等の避難について	65
(4) 災害対策本部の移転について	65
(5) 降灰・小さな噴石・地震・津波・土石流等の対策について	65
(6) 複合災害への対応について	65
卷末 避難対象地区ごとの避難経路図及び 受入先市町の避難経由所・指定避難所一覧	67
iv 宇佐美 a	68

v	宇佐美 b	72
vi	湯川	76
vii	松原	80
viii	玖須美	84
ix	川奈	88
x	新井	92
xi	岡 a	96
ix	岡 b	100
xi	鎌田	104
xii	吉田 a	108
xiii	吉田 b	112
xiv	萩	116
xv	富戸	120

## 1.はじめに

世界有数の火山大国である日本は、火山が作り出した美しく魅力溢れる風景や温泉等の豊かな自然の恵みを楽しんでいます。

私たちのまち「伊東」も、伊豆東部火山群の噴火の歴史の中で、伊豆の瞳と呼ばれる美しい湖である「一碧湖」、全国的にも珍しいお椀をひっくり返したような形をした「大室山」、大量の溶岩が相模灘に流れ込むことで柱状節理などの様々な造形と海が織りなす美しい景観の「城ヶ崎海岸」などの景勝地と、全国でも有数の湧出量を誇る温泉等の火山がもたらす自然の恵みを楽しみ、これまで観光を基幹産業として発展してまいりました。

しかし火山は、豊かな自然の恵みを与えてくれる一方で、ひとたび牙を剥けば私たちの生活に甚大な被害をもたらします。

伊豆東部火山群についても、しばしば地下からのマグマの貫入による群発地震が発生しており、平成元年（1989年）7月には群発地震の後、伊東港の北東約3kmの沖合で海底噴火が起きました。これは有史以来、初めてのことです。

このようにいつ起こるか分からない噴火に備え、国の防災基本計画に基づき「伊豆東部火山群防災協議会」を平成24年3月に設置し、県、伊豆市及び熱海市とともに、伊豆東部火山群において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を進めてまいりました。

本計画は、伊豆東部火山群の噴火が差し迫った際に、噴火影響範囲に居住する住民や観光客の皆様方の生命を守ることを第一に考え、噴火影響範囲から安全に避難していただくためのものです。

これまで多くの自然の恵みをもたらした伊豆東部火山群と、今後も共存していくために、「正しく恐れ、正しく備える」ことが重要だと考えております。

噴火により想定される被害は噴火の位置や規模、当日の天候、風向き等に左右されるため必ずしも一定ではありませんが、まずは本計画について御理解いただき、有事の際には本計画に基づき迅速な避難をお願いいたします。

令和6年2月

伊東市長 小野 達也



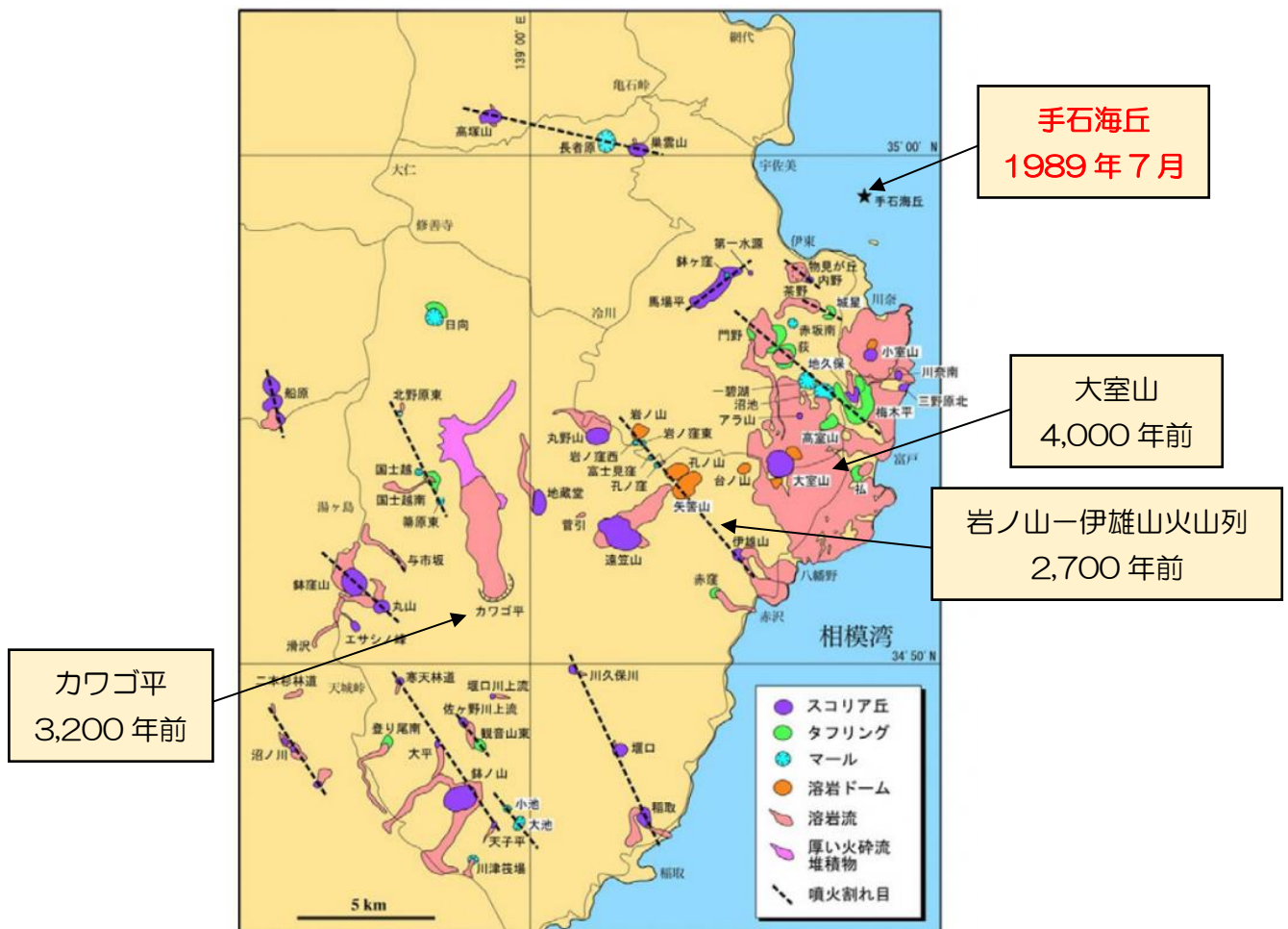
## 2. 伊豆東部火山群について

### (1) 伊豆東部火山群の特徴と噴火史

伊豆東部火山群は、伊豆半島東部の大室山等の陸上火山と、その東方海域に分布する多数の海底火山からなる火山群である（図表 1）。

火山には、富士山のように同じ火口から何回も噴火して大きな山が形成される「複成火山」と、いったん噴火すると再び同じ場所からは噴火をしないという変わった性質を持つ「単成火山」があり、伊豆東部火山群は、いくつもの「単成火山」が集まったものである。

最新の噴火は、平成元年の手石海丘の海底噴火である。過去 1 万年では陸域でも噴火が発生しており、4,000 年前には大室山で、3,200 年前にはカワゴ平で、2,700 年前には岩ノ山－伊雄山火山列で噴火が発生している。また、昭和 5 年に群発地震（狭い地域に集中して断続的に発生する地震活動のこと）が発生して以降、しばらく活動を休止していたが、昭和 50 年代頃より群発地震活動が再開し、平成元年 7 月には、群発地震とともに伊東市沖の手石（ていし）海丘で有史以来、初めての噴火があった。



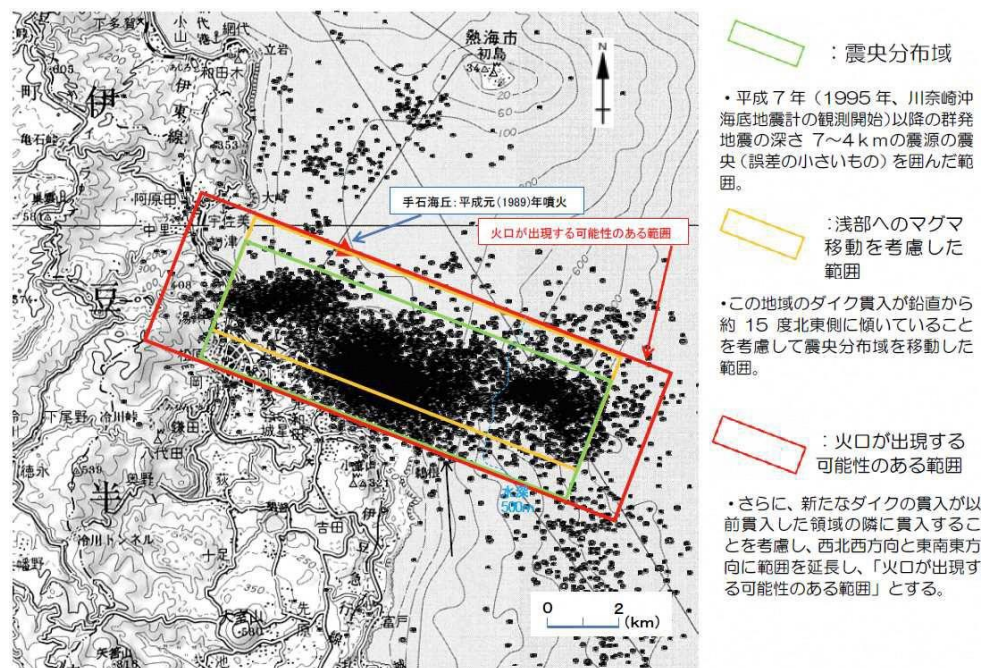
<図表 1 伊豆東部火山群の分布図（陸域部分）（小山、2010a）>

※ゴシック体は火山の名前。明朝体は地名。細い実線は主要道路

## (2) 伊豆東部火山群の噴火想定

### ① 火口が出現する可能性のある範囲

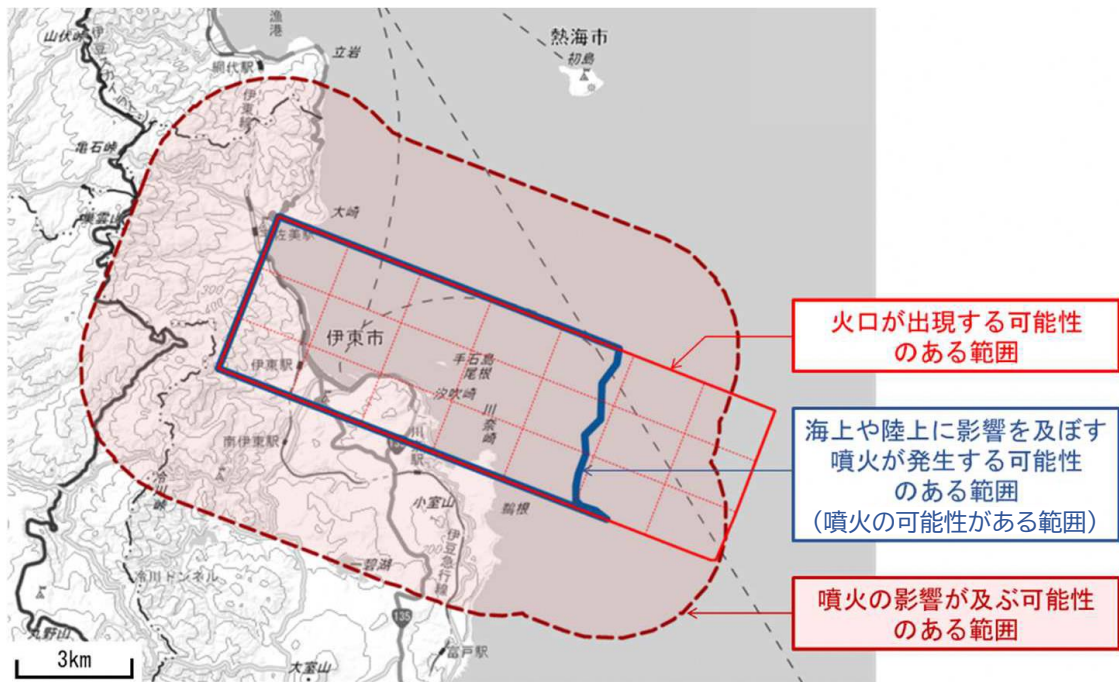
一般的に群発地震はマグマ貫入（ダイク貫入ともいう。マグマが深部から上昇してきて、周辺の岩盤に圧力を加え破壊しながら浅部に上昇する現象）によりマグマ移動の先端部近くで発生するものとされている。昭和 53 年以降の伊豆東部火山群の活動をみると、平成元年の噴火をはじめ「マグマ貫入によるものと考えられる群発地震」の発生場所は図表 2 の緑枠で囲われた範囲にほぼ限られている。また、マグマが浅部に移動する際に鉛直方向から約 15 度北東側に傾いていることを考慮し、黄枠で囲われた範囲にマグマ貫入が発生する可能性が高いと考えられることと、マグマが以前貫入した領域の隣に貫入する場合もあったことから、赤枠で囲われた範囲を「火口が出現する可能性のある範囲」として想定している。



図表 2 伊豆東部火山群の震央分布図と「火口が出現する可能性のある範囲」  
(1995 年 9 月~2010 年 12 月の深さ 7~4 k m の震央分布)  
(静岡県・伊豆東部火山群の火山防災対策検討会, 2011)

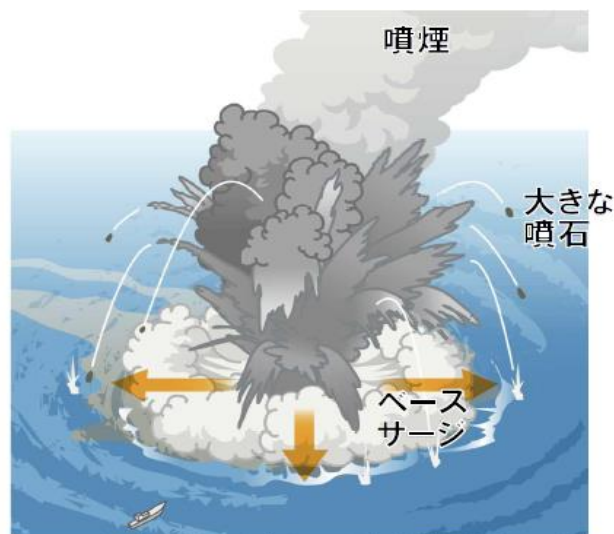
### ② 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

海域においては、水深が深いと高い水圧により噴火が爆発的とならないため、海上や居住地域への影響は考えにくい。そのため、「火口が出現する可能性のある範囲」のうち、水深が 500m 以上の深さがある範囲を除外した範囲を「海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲（以下「噴火の可能性のある範囲」という。）」として設定している。なお、平成元年 7 月の噴火は海底噴火であったが、過去には陸域でも噴火していること、平成 19 年以降の震源をみると陸寄りのものもみられることから、陸域での噴火発生についても十分留意する必要がある。



＜図表 3 伊豆東部火山群の「火口が出現する可能性のある範囲」と噴火影響範囲等＞  
 （静岡県・伊豆東部火山群の火山防災対策検討会，2011；  
 伊豆東部火山群防災協議会，2018 をもとに作成）

噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲については、上記の「噴火の可能性のある範囲」に対して、陸域噴火を想定した噴火影響範囲は、平成 25 年に内閣府から示された「火山防災マップ作成指針」に基づき、大きな噴石の飛距離を計算したところ、計算上一番遠くまで飛ぶ直径 1.5m の大きな噴石の飛距離が 3.5 km であったこと、さらに実際に過去の噴火で火口から 3.5 km 地点まで飛んだ大きな噴石が伊東市内で見つかったことから、これらを根拠として大きな噴石の到達距離 3.5 km、海底での噴火を想定した噴火影響範囲は、ベースサージの到達距離 3.0 km とする。



画像提供：小山真人氏、図版作成：TUBE graphics

＜図表 4 海底噴火のイメージ＞



(3) 伊豆東部火山群で予想される火山現象

<図表 5 火山活動により発生する現象の一覧>

現象	定義・特徴・危険性等
火山性地震	<p>(1) 火山活動に関連し、火山周辺で発生する地震の総称。明確な定義はなく、色々な火山での観測事例を参考に総合的に判断して火山性地震と認識される。</p> <p>(2) 発生原因として考えられるものとして、①マグマや地下の熱水の移動により周辺の岩体に新たに力が加わり、岩体が破壊することで発生するものや、②地下のマグマや熱水の振動に起因するもの、③浅部で固化したマグマが噴火の際に破壊される時に発生する振動などがある。</p> <p>(3) ①の原因による地震が短時間に集中して発生した場合は、群発地震（後述）と分類されることがある。また、②が原因の一部は低周波地震として認識されることもある。さらに、②が連続して発生した場合は火山性微動（後述）と認識されることもある。</p>
群発地震	<p>(1) 地震発生間隔に注目した地震の分類で、短時間に近接した位置で発生する地震群を指す。</p> <p>(2) 通常の地震活動は大きな地震（本震）が発生した時にはその周辺に小さな地震（余震）が多発するケースが多いが、このような本震 - 余震活動によるものは、群発地震には含まない。余震は本震発生からの時間経過により、徐々に地震規模が小さくなり、発生間隔が長くなる。一方、群発地震は同じような大きさ（マグニチュード）の地震が、発生間隔に規則性を持たずに比較的短時間に集中して発生する。</p> <p>(3) 火山性地震（前述）の①に分類されるものは群発地震となることが多い。</p>
低周波地震	<p>(1) 地震動の周波数に注目した地震の分類で、同じ大きさ（マグニチュード）の地震の波形を比べた時に、一般的な地震と比較して高周波数（短周期）の振動が弱く、低周波数（長周期）の振動が相対的に強い地震を指す。</p> <p>(2) マグマや熱水が地表近くまで達し、相対的に低強度の周辺岩体を破壊した時に発生する地震（火山性地震の①）や、マグマの振動によって引き起こされる振動（火山性地震の②）は低周波地震として観測されることがある。そのため、低周波地震の発生は火山噴火発生に注意を払う一つの指標である。</p>
火山性微動	<p>(1) 火山活動に関連して、様々な原因で発生する連続的な地震動。通常は振幅が小さく、人間が感じることは稀であるが、噴火の前には人体で感じる位大きくなることもある。</p> <p>(2) 火山噴火の前には、マグマが地表近くで移動することや、マグマの熱で地下水の循環が大きくなる等の原因でしばしば火山性微動が観測される。火山性微動の発現は火山噴火発生に注意を払う一つの指標である。</p>
地殻変動	<p>(1) 様々な原因で地下の岩盤に力が加わることによる地盤の変形を指す。火山活動によりマグマが地表近くにまで上昇すると、マグマが周辺岩体に及ぼす力によって地殻変動が起こる。</p> <p>(2) 地殻変動は、地下の岩盤の変形を計測するひずみ計、地表での地面の傾斜を計測する傾斜計、地面の相対的な位置の変化を計測する GNSS 観測装置、人工衛星に搭載したレーダーを用いた衛星測位などによって計測される。これらの観測値が多数の点で得られた時は、マグマの蓄積している位置や深度が推定できる場合がある。</p>
マグマ水蒸気爆発（水蒸気マグマ噴火）	<p>(1) マグマと地下水、海水、湖水等が接触し、水が急速に水蒸気となることによって急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象。数千m上空にまで噴煙を吹き上げ、周辺に大きな噴石を飛散させるほか、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせることがある。</p> <p>(2) 海底噴火が発生した場合の他、沿岸域で噴火が発生した場合や、溶岩流が海や湖及び湿地帯に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起きることがある。</p> <p>(3) マグマ水蒸気爆発の発生場所周辺では、多数の大きな噴石の飛散、ベースサージ、小規模な津波の危険があるので注意が必要である。</p>
ストロンボリ式噴火	<p>(1) マグマが内部のガス圧によって発泡・粉碎して起きる、やや爆発的な噴火であり、溶岩のしぶきを数百m程度、噴煙を数千m上空にまで吹き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。</p> <p>(2) ストロンボリ式噴火の発生場所周辺では、大きな噴石の飛散の危険があるので注意が</p>

	必要である。
小火山体の形成	噴火がある程度継続した場合には、噴石が降り積もったり、溶岩が盛り上がったったりして、大室山や小室山のような小火山体を形成する場合がある。
噴石	<p>(1) 噴火と同時に火口から放出される直径2mm以上の岩片・岩塊や軽石・スコリア（暗色の軽石）のことを指す。</p> <p>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から概ね3.5km以内は、大きな噴石が多数飛散する可能性があるため危険である。</p> <p>(3) 大きな噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ到達範囲外へ避難するか、又は長時間滞在できる準備をした上で頑丈な建物内に避難する必要がある。小さな噴石は、風の影響を受け遠方まで飛散することがあるため、風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4) 上空高く放出されることから、火山活動を監視する航空機も注意が必要である。</p>
ベースサージ	<p>(1) 陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した場合に、岩片や火山灰混じりの噴煙が水面上を環状に広がる現象である。</p> <p>(2) 高速のベースサージに巻き込まれると、建物は破壊され、人は死傷する。</p> <p>(3) ベースサージの速度は時速数十kmから数百kmになることもあり、発生後の避難は困難であることから、その発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>
空振	爆発的噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響は火口直近を除いてはない。火口の周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	<p>(1) 2mm以下の岩片が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降り積もる現象である。</p> <p>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の危険性がある。</p> <p>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関や電力、水道等のライフラインに影響を及ぼす。降灰の状況によっては、その影響が、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>
火山ガス	<p>(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となったものである。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含む。</p> <p>(2) 伊豆東部火山群での明確な被害記録はないが、噴気地帯や火口が生じた場合、噴出物に近づく場合には注意が必要である。</p>
溶岩流	<p>(1) 陸域で噴火が発生した場合には溶岩流に対する注意も必要である。伊豆東部火山群の場合、火口から1,000℃前後の高温の溶岩が流出することがある。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、溶岩流出に移行する場合がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、海岸、湖、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いて、二次的なマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度が時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることは稀である。</p>
火砕流	火砕流は、火口から噴出又は溶岩ドームから崩落した高温の岩塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガスと混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する現象である。
津波	マグマ水蒸気爆発（水蒸気マグマ噴火）の箇所に記載の「爆発的な噴火で発生する津波」の他に、火山活動に伴って海底が急激に隆起・陥没したり、海底地すべりが発生することによって津波が生じることがあるので注意が必要である。
降灰後の降雨による土石流	<p>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流され、流路の土石や樹木を巻き込んで時速数十kmまたはそれ以上の速度で流下する現象である。</p> <p>(2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があ</p>

った場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲では、あらかじめ避難する必要がある。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出典：「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書 平成 23 年 10 月 静岡県 伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」を一部修正

#### (4) 伊豆東部火山群の噴火シナリオ

##### ① 過去の火山活動及び噴火活動に関する推移

伊豆東部火山群における観測開始以降唯一の噴火である平成元年の噴火では、6月末に群発地震が始まり、活発な活動が1週間程度継続した後、沈静化に向かいつつあった7月10日から低周波地震や火山性微動が観測され、13日に海底噴火が発生した（手石海丘の形成）。

昭和55年以降繰り返し発生してきた群発地震では、活動の初期に震源が深部から浅部へ上昇し、一定の深度に達すると、中心部から震源がほぼ鉛直の面上を円形に（上方にも側方にも下方にも）広がる様子が観測されたほか、群発地震活動域の付近にマグマが面上に蓄積した様子を示す地殻変動も観測されている。

##### ② 過去の火山活動及び噴火に基づいた噴火シナリオ

①のようなモデルに基づき、地震活動に先行するマグマ貫入による地殻変動を捉えられれば、群発地震の発生や活動状況を予測することができる。

平成21年に設置された「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」では、火山活動で想定される事象の推移を示した噴火シナリオを作成しており（図表6）、群発地震の発生時点以降に起きうる現象の推移を、過去事例の発生頻度の比率も含めて示している。昭和53年以降に群発地震は約50回あり、そのうち海底噴火に至ったのは平成元年の活動1回だけであることから、群発地震が発生しても98%は噴火に至らない「噴火未遂」として活動は終息すると考えられている。

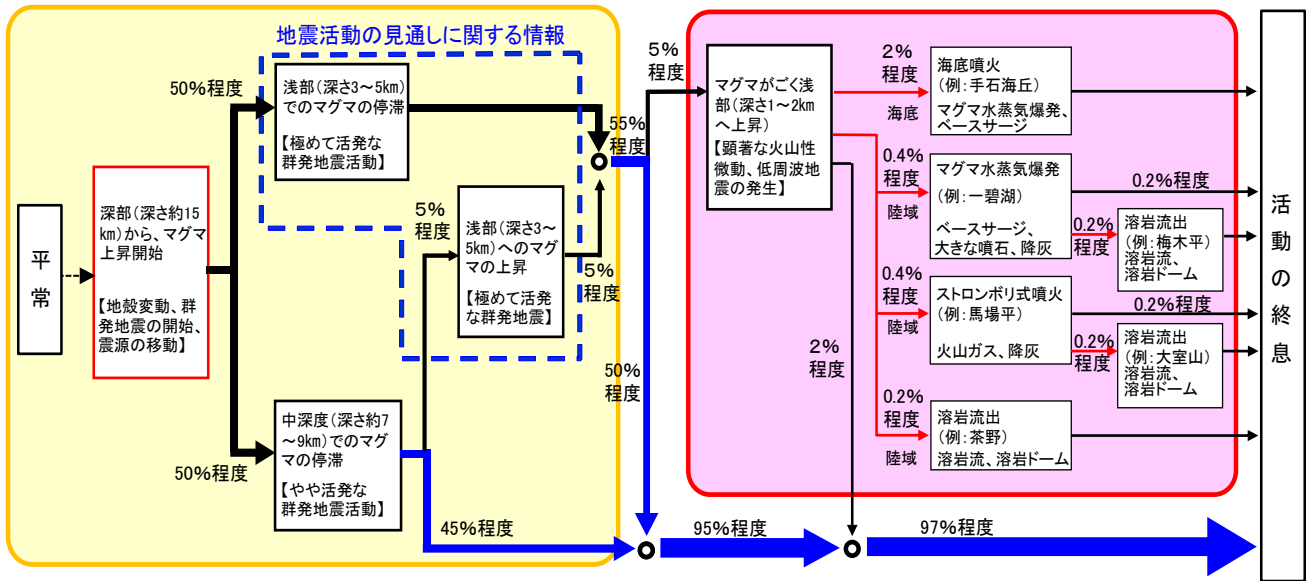
さらに詳しく分析すると、群発地震にはマグマが浅部まで達する活動（深さ3～6km）とやや深部に留まる活動（深さ7～9km）の2種類があることが分かっており、昭和53年以降の群発地震において双方の発現頻度は概ね等しいと言える。噴火につながる可能性があるのは浅部の群発地震であるが、浅部の群発地震であってもほとんどの場合は噴火に至ることはなく、全体の5%程度の事例でマグマがさらに上昇し「ごく浅部」まで達したと考えられており、火山性微動や低周波地震などが観測された平成元年及び平成7年の群発地震がそれに相当する。

平成元年の噴火の発生前には、深さ3～6kmで活発な群発地震があった後、低周波地震や火山性微動が発生し、その2～3日後に海底噴火に至っている。一方、平成7年の群発地震では、低周波地震や火山性微動が発生したものの噴火に至っておらず、そのような事例は多くの火山で見られる。伊豆東部火山群では、マグマが「ごく浅部」まで上昇した場合は、概ね半数が噴火に至ることが想定されており、作成された噴火シナリオはその点を考慮している。

ただし、ここで示した噴火シナリオは、昭和55年以降の活動に基づいているもので、今後の活動がこのシナリオのとおりとならない場合もあることを念頭に置く必要がある。

噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)

噴火警戒レベル4~5(高齢者等避難・避難)



<図表6 伊豆東部火山群で予想される活動推移  
(伊東市地域防災計画火山対策編より)>

- パーセント (%) の数値は、マグマ上昇直後 (左端) の時点で、それぞれの現象に推移する確率の推定値を全体に対する割合で示している。
- この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。
- 活動の途中や終息後、マグマが再度深部から上昇すると、新たな群発地震が始まることがある。

(5) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

伊豆東部火山群で発生する群発地震は、上昇するマグマ周辺で発生することがほとんどである。また、地震は貫入したマグマの量が多いほどその発生回数は多く、さらにひずみ<sup>a</sup>変化の総量はそのマグマ貫入量に比例する。したがって、群発地震がどこで発生しているか把握すればマグマ貫入の位置が、また地震活動の規模やひずみ変化量でマグマの量が推定できる (静岡県・伊豆東部火山群の火山防災対策検討会, 2011)。

気象庁は、このことを参考にして、マグマの位置に応じて伊豆東部火山群の噴火警戒レベルを図表7のとおり区分し、これらの地震活動や火山現象を観測した際に、噴火警報を発表する基準となる「伊豆東部火山群の噴火警戒レベル判定基準 (図表8)」を設定している。

<sup>a</sup> 物体に力を加えた時に生じる形状変化 (変形) のこと。転じて、地下の岩盤形状の変化量を測定することで地震、火山活動といった地殻変動の観測に用いられている。

<図表 7 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル>

種別	名称	レベル キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
特別警報	(居住地) 噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ベースサージが居住地域に到達する。</li> <li>●低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生 (過去事例：平成元年(1989年)7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火)</li> </ul>
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要	●低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生。顕著な地殻変動 (過去事例：平成元年(1989年)7月10日の低周波地震の増加。平成7年(1995年)10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加)
警報	噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は、生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は、通常的生活。危険な地域への立入規制等	<p>【レベル2、3の発表について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動が活発化するとき。噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2,3の発表はなく、レベル4以上が発表される。</li> <li>○活動が沈静化するとき。火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル2,3を発表する場合がある。</li> </ul>
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には、生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	
予報	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏(地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震が発生することがある。)	住民は通常的生活。(危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●活発な群発地震により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 (過去事例：平成9年(1997年)3月、平成10年(1998年)4～6月、平成18年(2006年)4月、2009年12月の群発地震等)</li> </ul>

<図表 8 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル判定基準（令和4年3月31日現在）>

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫または発生】                      マグマの移動に伴う群発地震が発生している中、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <p>① 噴火の可能性がある範囲での低周波地震または継続時間が短い（3分未満）火山性微動の多発（24時間に概ね20回以上または6時間に概ね10回以上）                      ② 継続時間の長い（3分以上）顕著な火山性微動（振幅5<math>\mu</math>m/s以上）の発生                      ③ 陸域での噴気や地熱域の出現、地殻変動による顕著な地割れ、隆起、陥没等の発生                      ④ 浅海底（水深500m以浅）での火山活動による変色域の出現                      ⑤ 陸域～沿岸部の噴火または海底噴火（水深500m以浅）が発生</p>	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される】                      マグマの移動に伴う群発地震が発生している中、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <p>① 噴火の可能性がある範囲での低周波地震または継続時間が短い（3分未満）火山性微動の多発（24時間に概ね10回以上または6時間に概ね5回以上）                      ② 継続時間の長い（3分以上）火山性微動の発生                      ③ マグマがごく浅部まで上昇したと考えられる地殻変動</p>	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p>伊豆東部火山群では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程でレベル2・3は発表しない。</p> <p>ただし、火山活動が低下する過程などにおいてレベル2・3を発表する場合がある（予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合）。レベル2・3を発表する場合は、その際にレベル2・3からの引下げ基準を明確にする。</p>	
2	<p>伊豆東部の群発地震が活発化した場合には、「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」（以下「見通し情報」という。）を発表する中で、以上のような地震活動や地殻変動等の状況を周知する。</p> <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震活動は低調だが、時々まとまって地震が発生することがある。</li> <li>・火山活動による地殻変動は認められない。</li> </ul>	
1	<p>（レベル1の火山活動の状況）</p> <p>【マグマの移動等に伴い、群発地震や地殻変動が観測される】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活発な群発地震活動により、体に感じる地震が多発し、震度5弱以上の大きな揺れとなることがある。（震源の浅部への移動が観測されることがある）</li> <li>・体積ひずみ計などで明瞭な地殻変動が観測される。</li> <li>・単発的に振幅の小さい低周波地震や継続時間が短い火山性微動が観測されることがある。</li> </ul>	

(6) 火山に関連する防災情報

① 火山の活動状況に応じた火山防災情報

気象庁が発表する火山防災情報は、図表 9 に示すとおりで、「噴火警報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の 3 つは、活動火山対策特別措置法に基づき、噴火から住民等の生命及び身体を保護するため必要であると認めるときに、気象庁から都道府県知事に通報しなければならない情報と位置づけられている。

通報を受けた都道府県知事は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町等に必要な通報又は要請をするものとされており、市は通報を受けた際、当該通報に係る事項を関係機関、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に伝達する。

<図表 9 気象庁及び静岡地方気象台が発表する火山防災情報>

種類	内容	Jアラートによる自動連動対象
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する情報	×
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に警戒が必要な範囲等を明示して発表する情報（範囲についての詳細は 20 ページを参照）	○
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて 5 段階に区分した指標で、噴火警報・噴火予報に付け加えて発表する情報（詳細は 9 ページを参照）	○ (噴火警戒レベル 4 又はレベル 5)
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する情報	○ (噴火又は噴火した もよう)
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報	×

火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報	×
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料	×
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火の発生時刻、噴煙高度等を噴火後直ちに知らせる情報	×
降灰予報（定時・速報・詳細）	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか、又は風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報	×

## ② 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報（見通し情報）

伊豆東部で発生する群発的な地震活動は、これまでに地震・地殻変動観測データや研究成果が多く得られており、予測的な評価が可能な事例の一つとして、地震調査委員会において評価手法の検討・とりまとめが行われた。気象庁は、伊豆東部で群発的な地震活動が発生した際に、この手法に基づいて地震活動の見通しを評価し、「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」を発表する。

市は、見通し情報が発表された際、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に伝達する。



### 3. 計画策定の経緯・目的

従来の「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」は、平成 27 年に策定されたものであり、当該計画において噴火影響範囲は、「噴火の可能性のある範囲」の周囲から 2.0 k m と想定されていた。これは、「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」（平成 23 年 10 月発行）による。

その後、平成 28 年度に県砂防課が事務局となり設置された「伊豆東部火山群火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」における「火山噴火緊急減災対策砂防計画」（噴火そのものではなく噴火後の降灰等による土砂災害を軽減することを目的としたもの）策定の一環として、平成 25 年に内閣府から示された「火山防災マップ作成指針」に基づき、大きな噴石の飛距離を計算したところ、計算上一番遠くまで飛ぶ直径 1.5m の大きな噴石の飛距離が 3.5 k m であったこと、さらに実際に過去の噴火で火口から 3.5 k m 地点まで飛んだ大きな噴石が伊東市内で見つかったことから、同計画では、噴火の影響範囲は想定火口域の周囲から陸域 3.5 k m とされ、また海域についても同様に「火山防災マップ作成指針」に基づき想定火口域の周囲から 3.0 k m と見直された。

上記のような差異を統一するため、市は平成 30 年 10 月開催の伊豆東部火山群火山防災協議会において、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を拡大することを提議し、承認された。このことにより伊東市内における避難対象者数が大幅に増加し、従前の徒歩による市内避難での対応が困難となったことから、自家用車や公共交通機関により他市町に避難する「伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画」を新たに策定するに至った。

本計画では、本市における広域避難の想定と広域避難に伴い必要となる対応について定める。

#### 4. 基本方針（計画の前提条件）

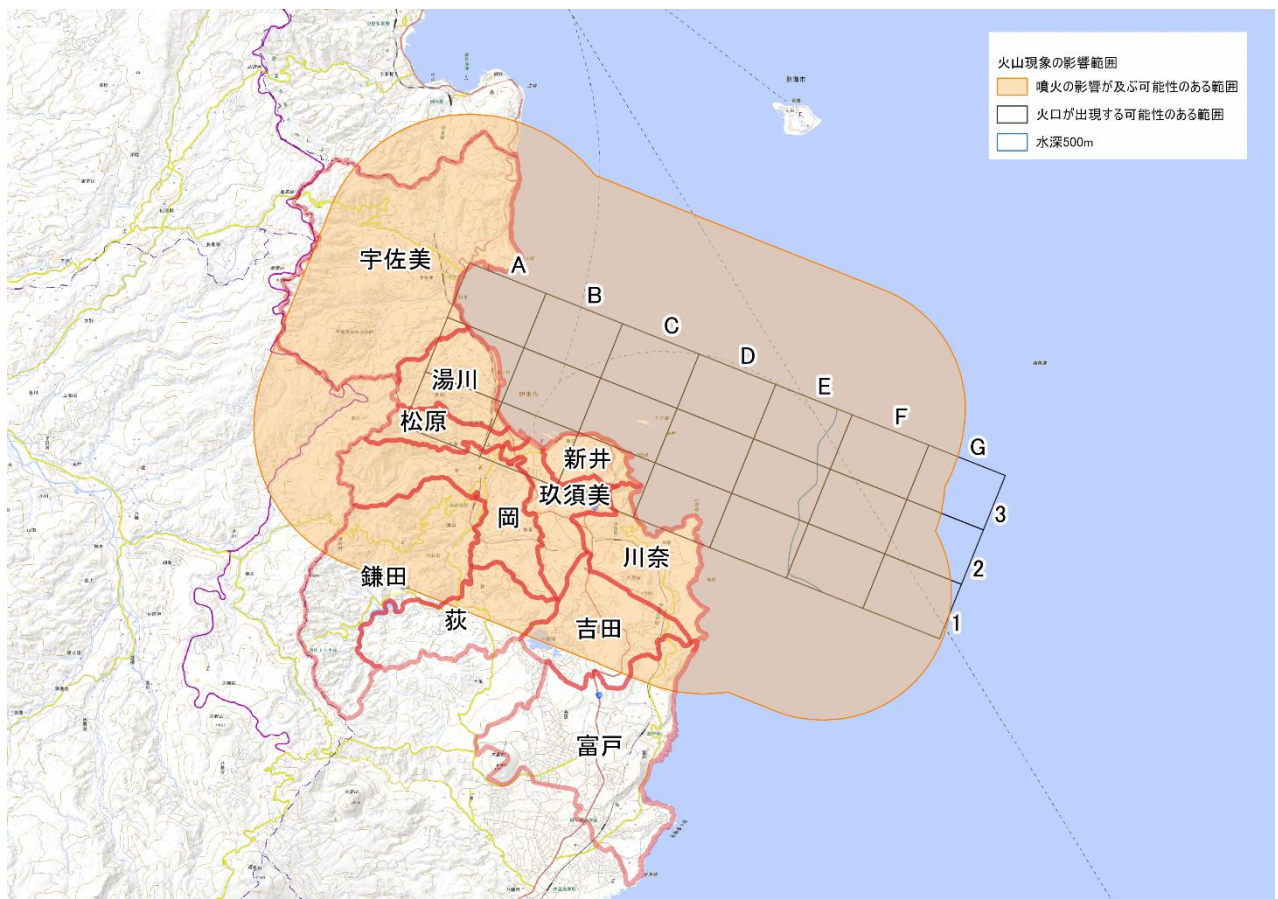
##### （1）影響が想定される範囲と避難を要する範囲

「火口が出現する可能性のある範囲」は、東西方向から時計回りに 21 度の傾斜を持つ、南北方向に約 4.2 km、東西方向に約 14 km の矩形の範囲である（図表 10）。この矩形の範囲を南北方向に約 1.4 km、東西方向に約 2 km の 21 の範囲に分割（以下、分割した範囲をブロックという）する<sup>b</sup>。ブロックはそれぞれ A～G の横軸と 1～3 の縦軸を持ち、例えば最も左下のブロックを「A1」、最も右上のブロックを「G3」というように表現する。

噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（以下、「噴火影響範囲」という。）は、「噴火の可能性のある範囲」の周囲から、陸域については 3.5 km、海域については 3.0 km とした<sup>c</sup>。

避難を要する範囲は、噴火影響範囲に等しく、当該範囲に含まれる宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、吉田、荻及び富戸を避難対象地区とする。

また、避難対象地区を設定する上で対象とする現象は、大きな噴石、火砕流、ベースサージ、溶岩流、小火山体の形成の 5 つとし、それ以外の火山灰、小さな噴石、火山活動に伴う津波及び降灰後の土石流については、避難中や避難先からの帰宅時に考慮を要するものの、本計画においては避難対象地区を設定する上では対象としない。



＜図表 10 火口が出現する可能性のある範囲のブロック分けと避難対象地区＞

<sup>b</sup> 平成 23 年伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書（平成 23 年 10 月 静岡県 伊豆東部火山群の火山防災対策検討会）より

<sup>c</sup> 平成 30 年度伊豆東部火山群防災協議会資料より

## (2) 計画の前提

### ① 想定されるケース

火山活動の推移として想定されるケースを 16 ページ図表 11 のとおりまとめた。

突発的な噴火については事前の実効性のある避難計画を作成することが困難であるため、本計画においては「ケース 3 A」の想定を基本に避難方法及びその他の対応を定めることとするが、必ずしもこのケースのとおり火山活動が推移していくわけではないことに注意する必要がある。

なお、表中のケース 2 A、2 B、2 C は、ケース 3 A を軸としつつ「噴火に至らず火山活動が終息した場合」を想定している。

ケース 3 B 及び 3 C の想定については、54 ページ「(5) 噴火発生時の緊急安全確保」の項に市及び住民等の初動対応のみ記載するが、本項はあくまで緊急対応の域を出ず、急速に事態が悪化したケースに対する計画的な避難については今後検討を要する。

＜図表 11 想定されるケース＞

	ケース名	概要	想定される事象
地震のみ	ケース 1	見通し情報→終息	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震が発生するが、それ以上事態は悪化せず、「噴火警戒レベル 1」を継続したまま終息
噴火未遂	ケース 2 A	見通し情報→解説情報（→解説情報（臨時））→終息	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震が発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」が発表されるが、「噴火警戒レベル 4 以上」が発表されないまま終息
	ケース 2 B	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル 4→終息	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル 4」が発表されるが、それ以上事態は悪化せずに終息
	ケース 2 C	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル 4→噴火警戒レベル 5→終息	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル 4」が発表され、その後「噴火警戒レベル 5」が発表されるが、噴火は発生せずに終息
噴火発生	ケース 3 A	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル 4→噴火警戒レベル 5→噴火 ※想定時間通り	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル 4」が発表され、その後「噴火警戒レベル 5」が発表され噴火
	ケース 3 B	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル 4 or 噴火警戒レベル 5→噴火 ※噴火警報発表後に急速に事態が悪化	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル 4 又は 5」が発表された後、急速に事態が悪化し噴火
	ケース 3 C	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火→噴火警戒レベル 5 ※噴火警報発表前に急速に事態が悪化	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」は発表されるが急速に事態が悪化し、「噴火警戒レベル 4 又は 5」が発表される前に噴火

## ② 噴火発生までの推移と対応方針

平常時から火山活動の終息までの推移と対応方針を、図表 12 のとおり整理した。ただし、本図表は複数想定されるシナリオの一つである。

時間 (目安)	-	2, 3時間～数日	約24時間	約24時間	約48時間	2, 3週間～	
火山活動の想定	平常時	<b>マグマの貫入の開始</b> わずかな地震変動、群発地震活動開始 <b>相当量のマグマの地殻浅部への貫入</b> ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	<b>マグマがさらに浅部に上昇</b> ・低周波地震の発生 ・地殻変動による予測を顕著に上回る地震活動 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	<b>マグマがごく浅部に上昇</b> ・低周波地震の活発化 ・火山性微動の発生 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	<b>噴火の前兆現象</b> ・低周波地震の多発 ・顕著な火山性微動の発生	<b>噴火発生</b> ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ↓噴火の継続 ・火山灰・小さな噴石の噴出 ・溶岩流や火砕流の流出、小火山体の形成、降灰後土石流の発生	<b>活動の終息</b> ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止
活動評価	静穏	異常現象発生	異常現象拡大	異常現象拡大	噴火前兆	噴火発生	噴火終息
噴火警戒レベル		レベル1 (活火山であることに留意)		レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避難)		レベル4～1
発表される情報		伊豆東部の地震活動の見直しに関する情報		火山の状況に関する解説情報	噴火警報		※噴火に至った場合は火口が出現するため、噴火警戒レベルが4→3→2→1のように段階的に下がる場合がある
基本的な応急対応		<b>【見直し情報】</b> ○情報収集、発信 ○関係機関等への説明 ○一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起 ○避難に向けた準備(受入先市町との情報共有)  <b>【解説情報】</b> ○一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起	<b>○観光客等に対し避難(帰宅)指示発令</b> ○災害対策本部設置場所の検討 ○関係機関等への支援依頼 ○住民等に対し避難準備を呼びかけ ○道路・鉄道・海上交通規制	<b>○一般住民(自家用車無し)、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令</b> ○災害対策本部設置 ○避難対象地区設定 ○避難対象地区別避難に向けた準備 ○避難誘導 ○受入先市町へ避難者受入れ依頼 ○避難行動要支援者の避難支援 ○災害対策本部機能移転	<b>○一般住民(自家用車有り)に対し避難指示発令</b> ○警戒区域の設定 ○噴火後の対応について検討	<b>○広域避難解除</b> <b>○避難指示解除</b> ※陸域噴火時は噴火終息後も降灰による影響が続くことに留意	

(ここで記載した時間の目安は、1989年手石海丘での噴火活動の事例等を参考に想定したものであるが、さらに短時間で活動が推移する可能性があることに留意)

<図表 12 噴火発生までの推移と対応方針>

### (3) 避難対象者の区分

#### ① 避難対象者の区分

避難対象者は以下のように、一般住民、避難行動要支援者、観光客等と区分する。

- 【一般住民】伊東市内に住む住民のうち、避難行動要支援者を除く住民
- 【避難行動要支援者】避難行動要支援者名簿に記載された住民
- 【観光客等】伊東市にきた観光客、通過者、宿泊者等

また、上記3区分を、避難手段に着目し「自家用車の有り・無し」により更に6区分に分類する。

#### ② 避難対象者数の推計

14 ページに記載の「基本方針」をもとに、避難対象者の区分ごとの避難対象者数の推計を行った。推計結果は以下のとおりである。

##### ア) 避難対象とする一般住民及び避難行動要支援者数

避難対象地区別の避難対象者数は、令和5年1月現在の本市住民基本台帳登録者を基準とし、避難行動要支援者数については、令和5年1月1日現在の「伊東市避難行動要支援者名簿登録人口割合（消防庁調査<sup>d</sup>）」から4.0%を採用し、算出した。

想定される避難対象地区別の避難対象者数及び世帯数は図表13のとおりである。

<図表13 避難対象地区別避難対象者数・世帯数>

避難対象地区	人数			世帯数		
	総数〔人〕	一般住民〔人〕	避難行動要支援者〔人〕	総数〔世帯〕	一般住民〔世帯〕	避難行動要支援者〔世帯〕
宇佐美	8,862	8,507	355	4,657	4,302	355
湯川	1,902	1,826	76	1,065	989	76
松原	2,818	2,705	113	1,767	1,654	113
玖須美	7,483	7,184	299	3,667	3,368	299
新井	760	730	30	435	405	30
岡	7,372	7,077	295	4,153	3,858	295
鎌田	3,249	3,119	130	1,875	1,745	130
川奈	6,626	6,361	265	3,315	3,050	265
吉田	2,837	2,723	114	1,365	1,251	114
荻	3,948	3,790	158	1,940	1,782	158
富戸	295	283	12	117	105	12
合計	46,152	44,305	1,847	24,356	22,509	1,847

※ 吉田は全数からイトーピアA地区（636人・438世帯）を除外、荻区は全数から辰新田及び

<sup>d</sup> 消防庁「避難行動要支援者名簿に係る取組状況調査（令和5年1月1日現在：市区町村別）」市区町村人口に占める名簿に記載又は記録された避難行動要支援者の割合より（令和5年6月公表予定）

城ノ木戸（計 1,785 人・923 世帯）を除外、富戸は三の原のみ該当  
 ※ 避難行動要支援者は単身世帯（支援する同居者がいない）であることを想定しているため、人数＝世帯数となっている。

## イ) 避難（帰宅）を要する観光客数

避難対象地区内にいる観光客を対象とし、避難対象者数を伊東市「令和3年度伊東温泉観光客実態調査報告書<sup>e)</sup>」と「宿泊容量メッシュ<sup>f)</sup>」を活用し算出した休日の日中伊東市内に滞在する平均的な観光客数（日中平均観光客数）とする。

<図表 14 日中平均観光客数>

区分	行政区	避難対象地区別の休日の日中平均観光客数〔人〕
避難対象	宇佐美	229
	湯川	5,510
	松原	8,125
	玖須美	3,162
	新井	414
	岡	21,259
	鎌田	2,100
	川奈	1,075
	吉田	3,054
	荻	13
	富戸	6,102
	小計	51,043
	避難対象外	十足
八幡野		8,431
池		1,705
赤沢		1,495
小計		12,586
合計		63,629

<sup>e)</sup> 伊東市「令和3年度伊東温泉観光客実態調査報告書」(<https://www.city.ito.shizuoka.jp/material/files/group/17/itouonnsennkannkoujitaityousa3.pdf>)

<sup>f)</sup> 国土数値情報「宿泊容量メッシュデータ」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-P09.html>)

#### (4) 想定火口域と避難対象者数

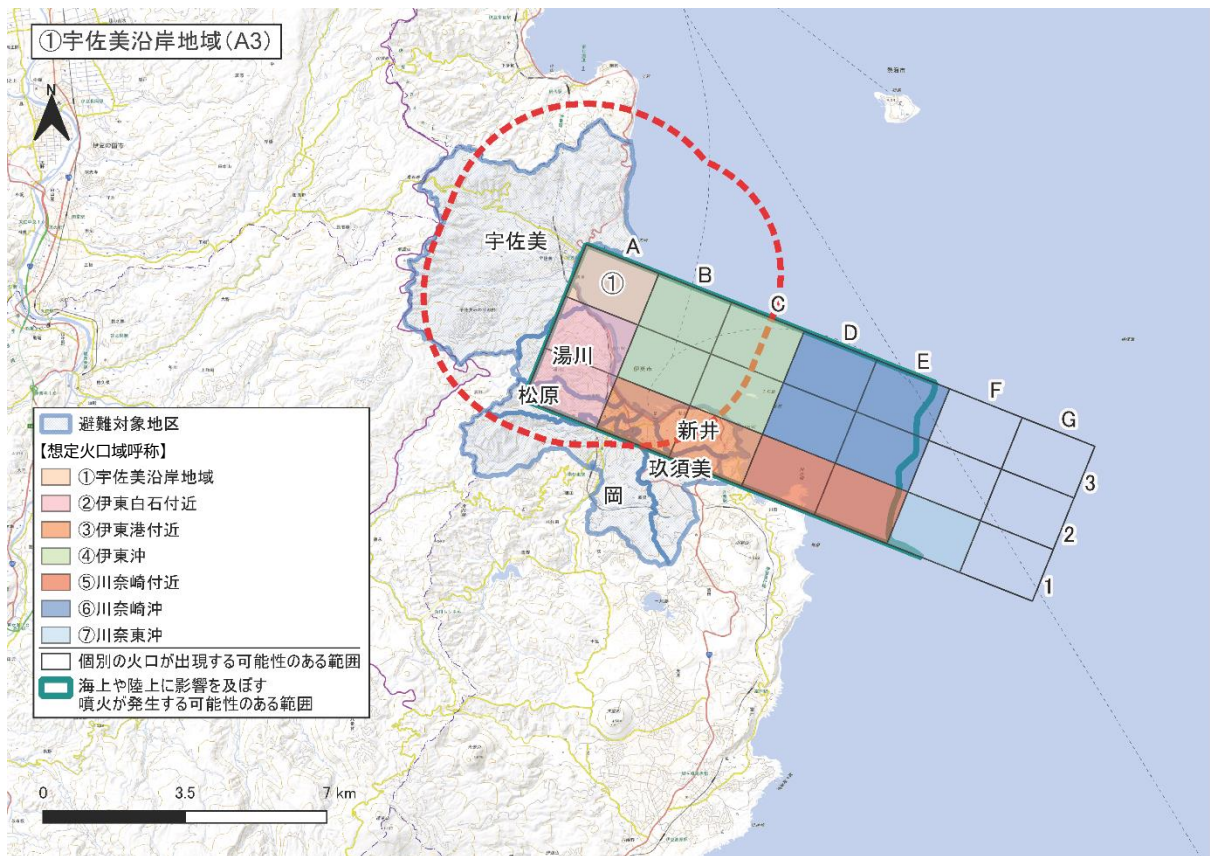
気象庁から噴火警報が発表されるときには、図表 15 に示す①～⑦の呼称を用いて、想定火口域が発表される。(必ずしも一つの想定火口域呼称で発表されるわけではなく、複数の想定火口域呼称で発表される場合もある) なお、ブロック番号については 14 ページ図表 10 に図示したとおりである。

<図表 15 分割した範囲（ブロック）に対応する噴火警報等で用いる呼称>

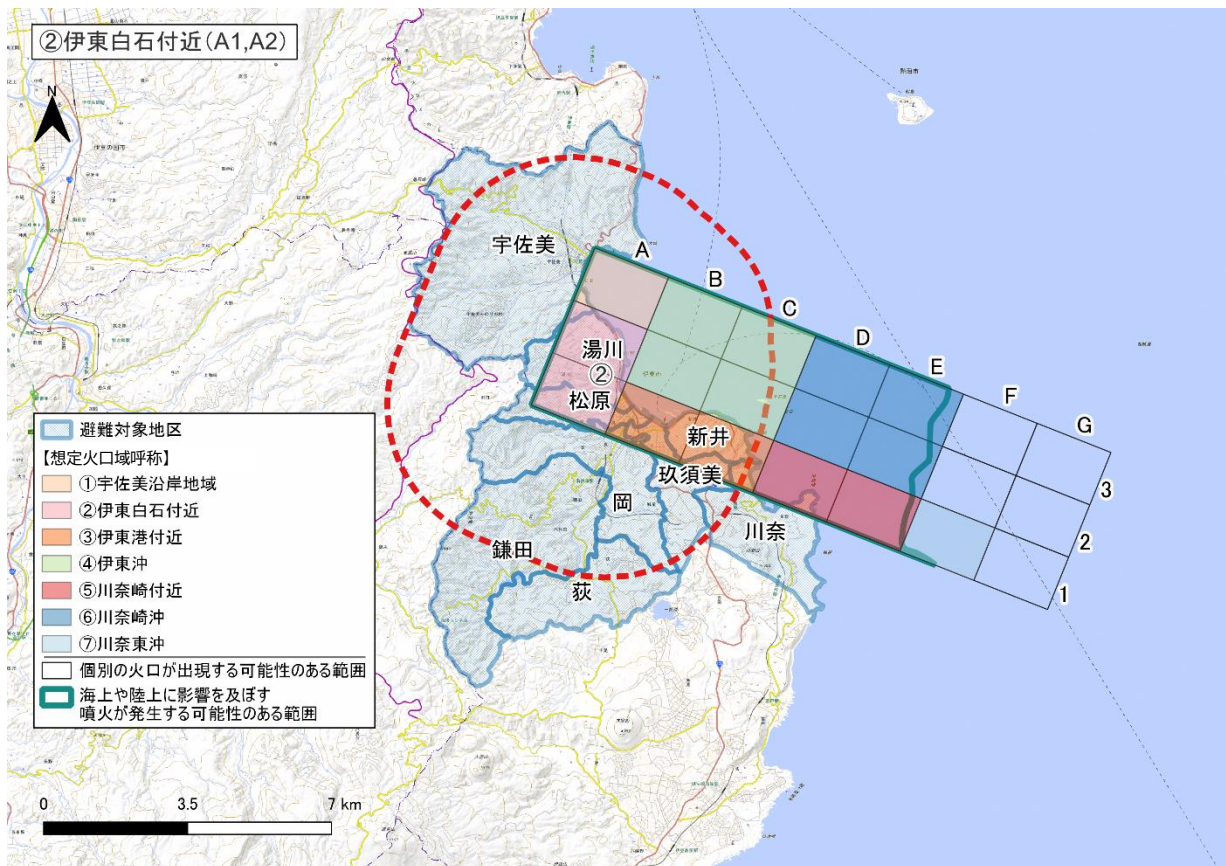
想定火口域呼称 ブロック番号	噴火影響範囲内の避難対象地区	避難対象者数 〔人〕
①宇佐美沿岸地域 A3	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡	29, 197
②伊東白石付近 A1,A2	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、 鎌田、川奈、荻	43, 020
③伊東港付近 B1,C1	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、 鎌田、川奈、吉田、荻、富戸	46, 152
④伊東沖 B2,B3,C2,C3	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、 鎌田、川奈、吉田	41, 909
⑤川奈崎付近 D1,E1	松原、玖須美、新井、岡、川奈、吉田、 荻、富戸	32, 139
⑥川奈崎沖 D2,D3,E2,E3	玖須美、新井、川奈、吉田	17, 706
⑦川奈東沖 F1	川奈	6, 626

また、図表 15 に基づく想定火口域呼称ごとの噴火影響範囲及び避難対象地区は、以下の図表 16 から 22 までに示すとおりである。

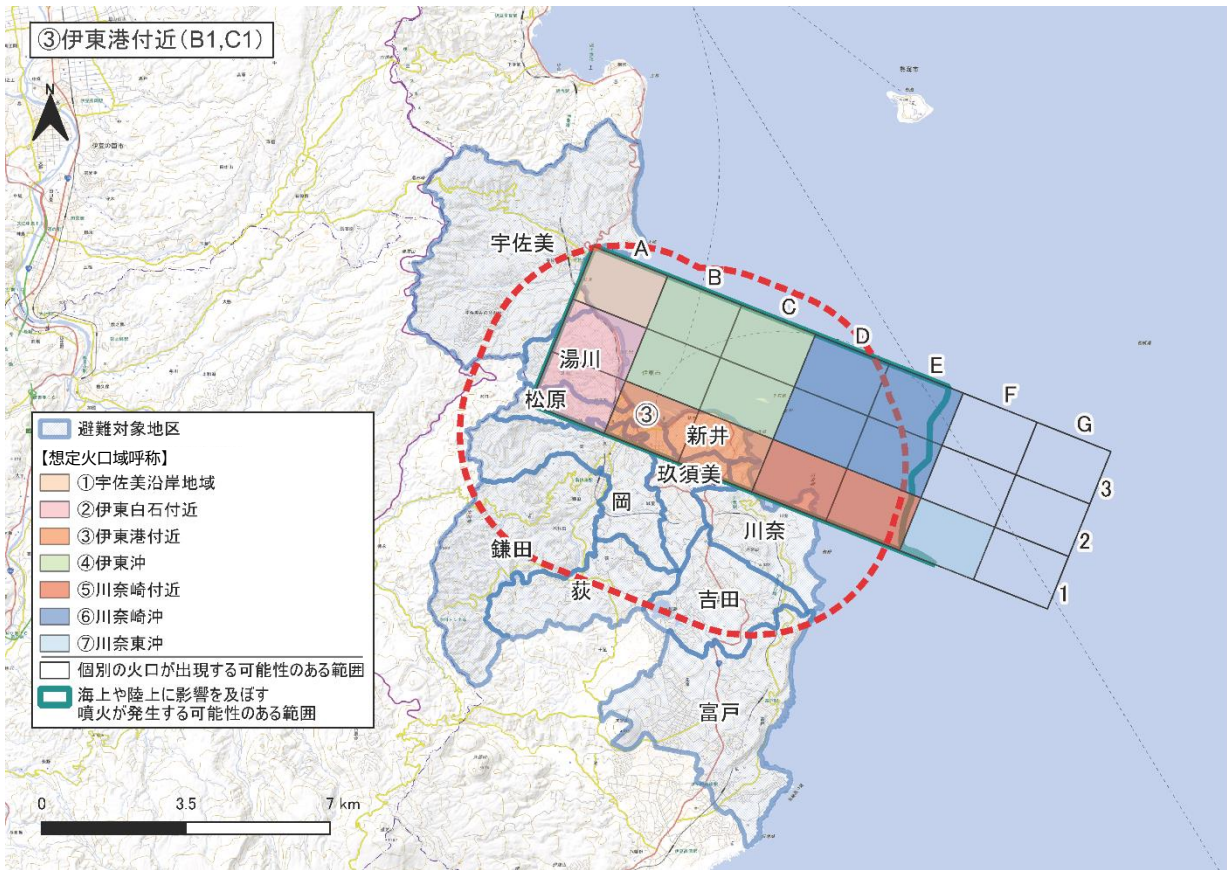




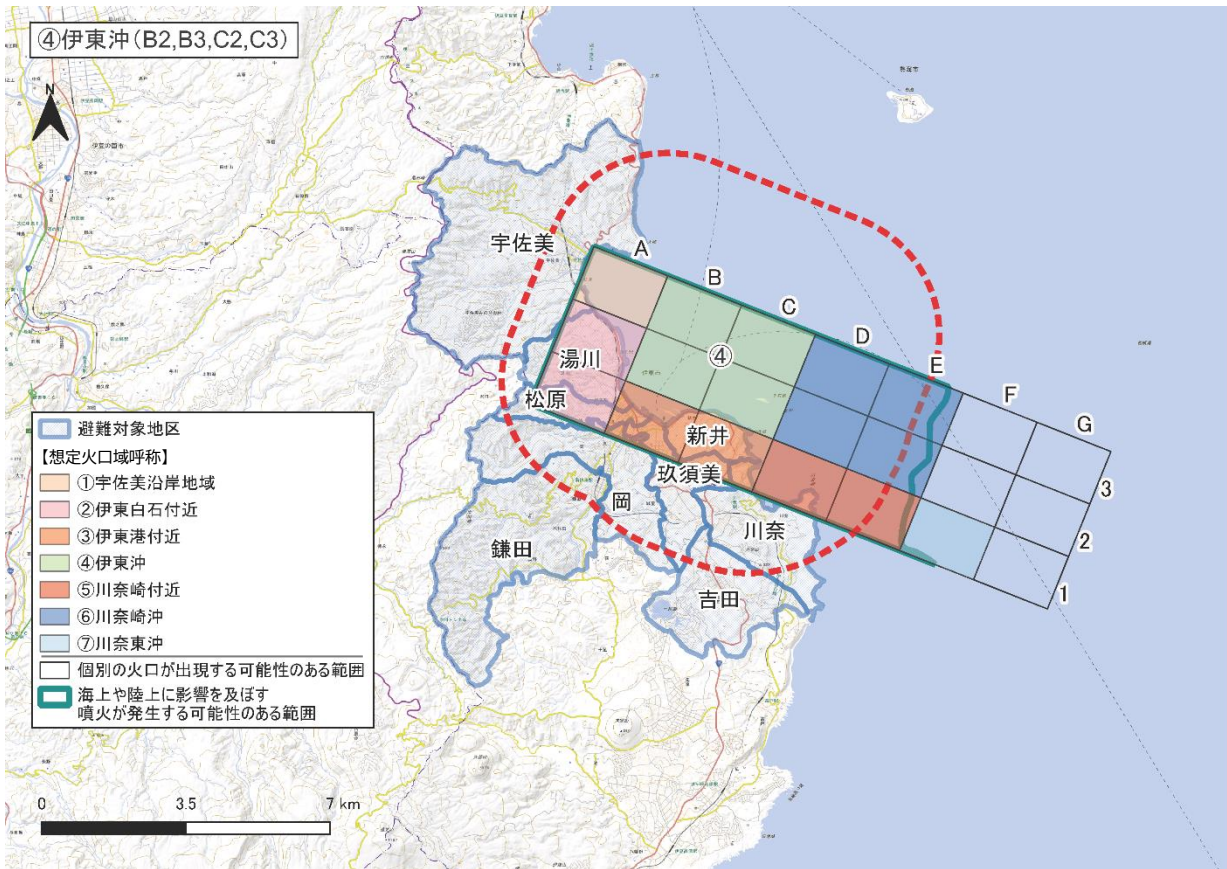
<図表 16 ①宇佐美沿岸地域 (A3) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



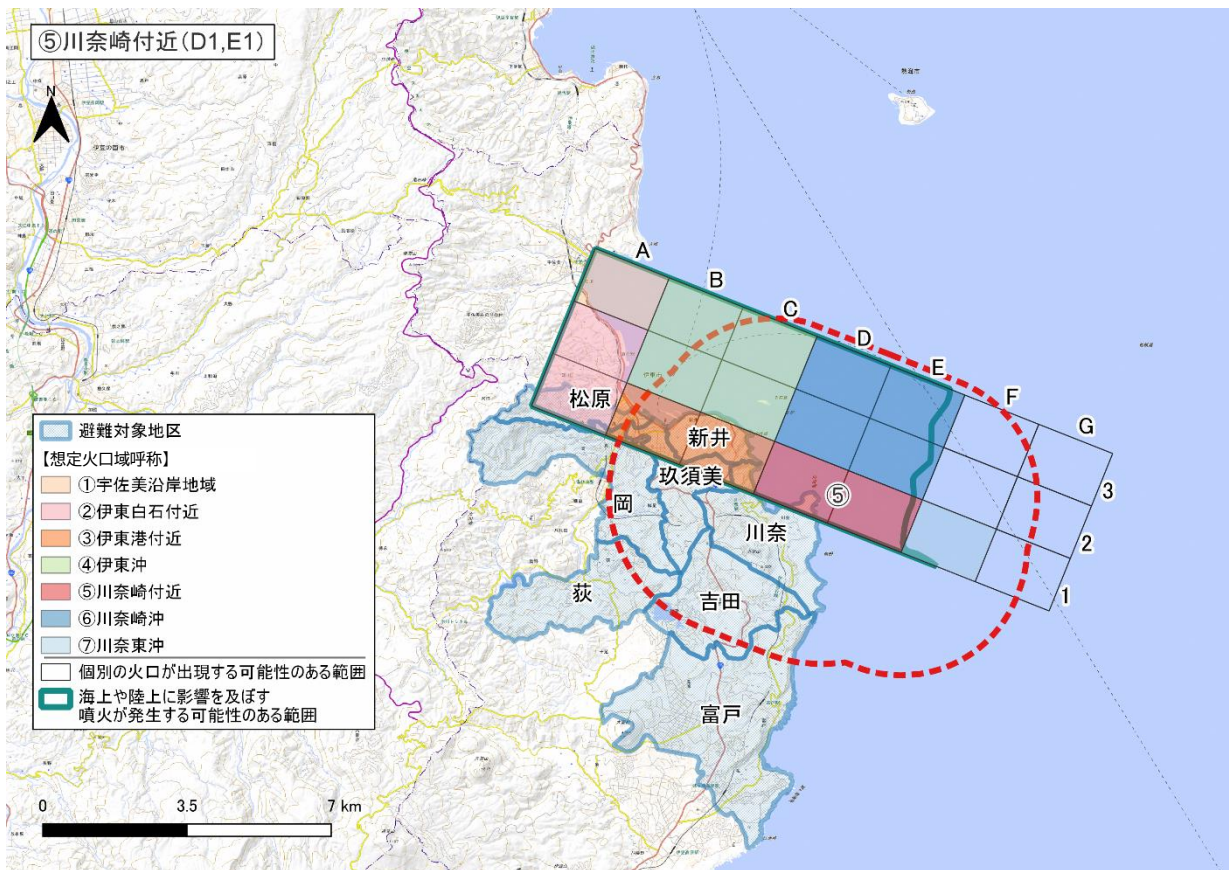
<図表 17 ②伊東白石付近 (A1,A2) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



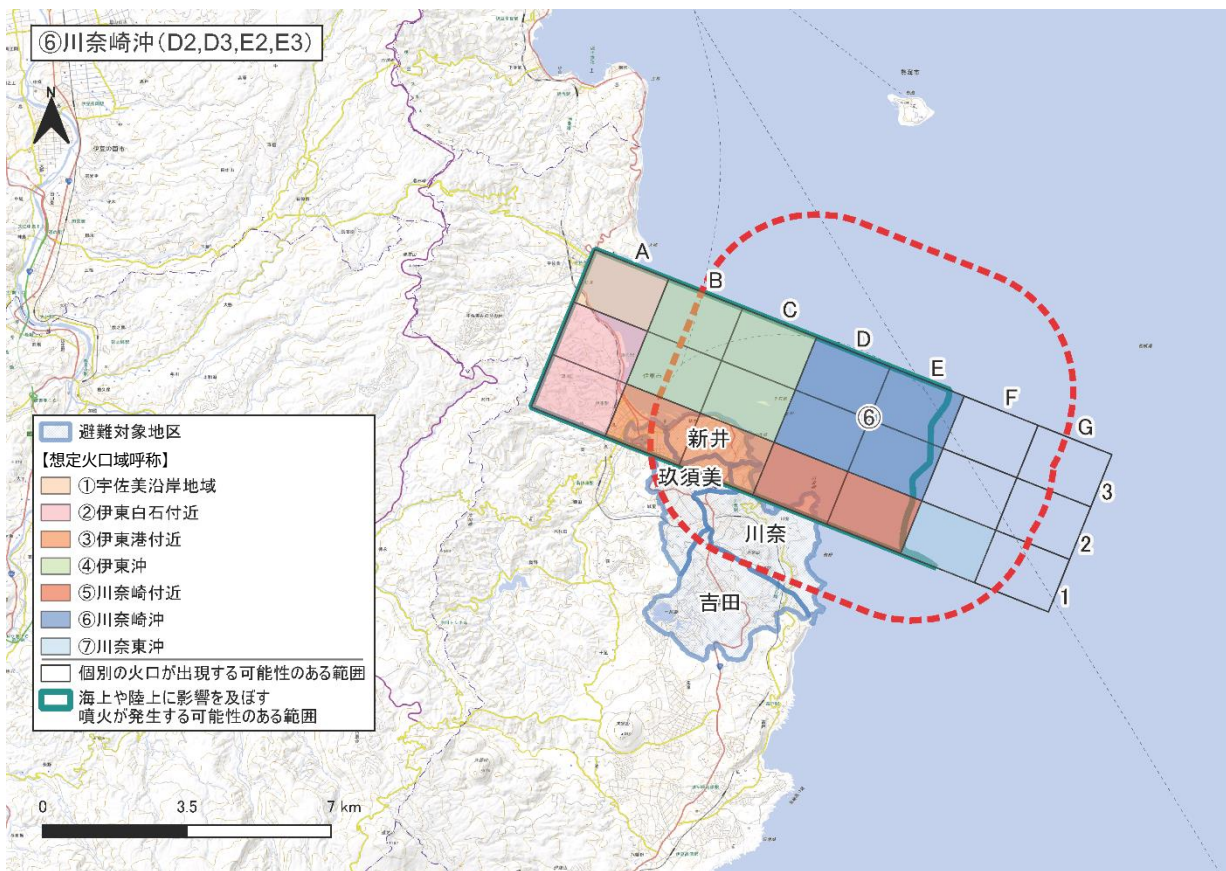
<図表 18 ③伊東港付近 (B1,C1) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



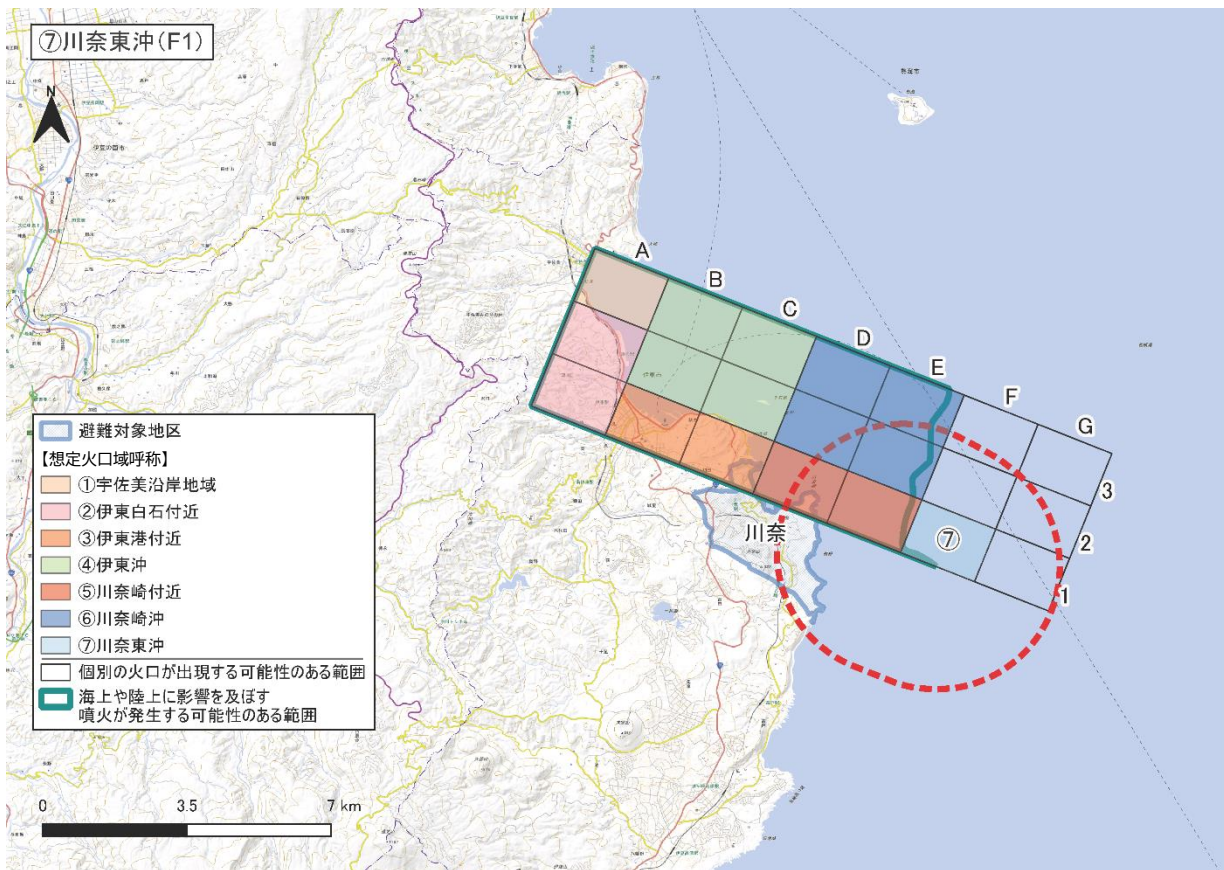
<図表 19 ④伊東沖 (B2,B3,C2,C3) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



<図表 20 ⑤川奈崎付近 (D1,E1) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



<図表 21 ⑥川奈崎沖 (D2,D3,E2,E3) の噴火影響範囲及び避難対象地区>



＜図表 22 ⑦川奈東沖（F1）の噴火影響範囲及び避難対象地区＞

#### （５）避難先について

避難対象者数が、本市内の噴火影響範囲外にある指定避難所の受入可能人数を超過することから、市内避難は困難であるため、市外への広域避難を行う。

気象庁から「噴火警戒レベル４」が発表された後、市は避難対象地区別にあらかじめ指定した避難者受入先市町（以下「受入先市町」という。）に避難者の受入れを依頼する。

#### （６）避難指示等発令のタイミング

避難情報等は、気象庁の防災情報をトリガーとして、下記のタイミングで発令する。

##### ① 「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」発表時

- ☛ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起

##### ② 「火山の状況に関する解説情報」発表時

- ☛ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起

##### ③ 「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時

- ☛ 観光客等に対し避難（帰宅）指示発令

#### ④ 「噴火警戒レベル4（噴火警報）」発表時

- ☉ 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下、「避難支援者」という。）に対し避難指示発令

#### ⑤ 「噴火警戒レベル5（噴火警報）」発表時

- ☉ 一般住民（自家用車有り）に対し避難指示発令

### （7）避難指示解除基準

噴火の状況に応じて、避難対象範囲の縮小や解除の検討を実施する。なお、詳細については60ページ「9. 避難中・避難後の注意事項と対応（避難指示の解除基準等）」に記載する。

#### ① 噴火が発生した場合の基準

「噴火警戒レベル4」以上が継続している限り、避難指示の全部解除は行わない。ただし、想定火口域が絞り込まれたことにより噴火影響範囲外となる避難対象地区が発生した場合には、当該避難対象地区の住民等に対する避難指示を解除する。

「噴火警戒レベル3以下」に引き下げられた場合には、火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外に対する避難指示解除を検討する。海域で噴火が発生した場合については、海上で引き続き警戒が必要であることが想定されるため、船舶等や海岸付近の住民に対する注意喚起を継続して行う。

#### ② 噴火が発生していない場合の基準

「噴火警戒レベル4」以上が継続している限り、避難指示の全部解除は行わない。ただし、想定火口域が絞り込まれたことにより一部の避難対象地区が噴火影響範囲外となり、避難対象地区でなくなった場合には、当該地区の住民等に対する避難指示を解除する。

噴火が発生しない場合には、「噴火警戒レベル2及び3」は発表されないため、火山活動が終息に向かい「噴火警戒レベル1」に下がった段階で、避難指示を解除する。

## 5. 防災体制

### (1) 伊東市の体制

市は、噴火時等において、伊豆東部火山群の火山の活動状況に応じた防災態勢をとり、避難情報発令等の防災対応に当たる。火山の活動状況に応じた市の体制、対応等は、以下のとおりとする。

下記の対応の実施に当たっては、観光施設や宿泊施設、保育園・幼稚園・学校等とも連携し、適宜情報共有等を行う。

＜図表 23 伊東市の体制＞

発表される情報等	態勢等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル 1 (異常現象発生時※)	・ 事前配備態勢	・ 情報収集、発信
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 見通し情報	・ 事前配備態勢又は 第一次配備態勢	・ 関係機関等への説明 ・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起 ・ 避難に向けた準備（受入先市町との情報共有）
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 解説情報		・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 解説情報（臨時）	・ 第一次配備態勢	・ 観光客等に対し避難（帰宅）指示発令 ・ 災害対策本部設置場所の検討 ・ 関係機関等への説明及び支援依頼 ・ 住民等に対し避難準備を呼びかけ ・ 道路・鉄道・海上交通規制
・ 噴火警戒レベル 4	・ 第二次配備態勢	・ 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令 ・ 災害対策本部設置 ・ 避難対象地区設定 ・ 避難対象地区別避難に向けた準備 ・ 避難誘導 ・ 受入先市町へ避難者受入れ依頼 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 災害対策本部機能移転
・ 噴火警戒レベル 5	・ 第三次配備態勢	・ 一般住民（自家用車有り）に対し避難指示発令 ・ 警戒区域の設定 ・ 噴火後の対応について検討

※ ここでの「異常現象発生」とは、「見通し情報の発表に至らない程度の群発地震発生」等の、情報発表前に確認される顕著な現象の発生を想定する。

## (2) 受入先市町の体制

伊東市は、受入先市町に対し、噴火警戒レベルに応じて必要な体制をとるよう依頼する。

依頼を受けた受入先市町は、解説情報（臨時）の発表をトリガーとして、避難所及び避難経路所（以下「避難所等」という。）の開設等に向けた情報共有を伊東市及び県と行いつつ、避難所等の開設準備を行う。

また、「噴火警戒レベル4」が発表された際には、伊東市からの依頼に基づき避難所等を開設し、県と協力して鉄道駅から避難所に向かうバスを手配・調整し、避難所等の運営及び避難者の受入れを行う。

なお、受入先市町の住民等は噴火の影響を受けることなく通常通りの生活を送っているため、受入先市町の職員は通常の行政サービスを継続しながら、本市からの広域避難者を受け入れなければならないことから、受入れに係る業務が過大な負担とならないよう配慮が必要である。

## (3) 伊豆東部火山群防災協議会の体制

伊豆東部火山群防災協議会（以下「協議会」という。）は、平成24年に設置された後、平成27年の活動火山対策特別措置法の一部改正に伴い平成28年に法定協議会となり、伊豆東部火山群において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行っている。

協議会は、噴火時等においては、伊豆東部火山群の活動状況に応じて市への助言を行うこととし、発表される情報等に応じた協議会の対応等は、図表24のとおりとする。

なお、協議会において決定した事項等については、市及び県のホームページ等を活用し、公表を行う。

<図表 24 協議会の体制>

発表される情報等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル1 （異常現象発生時）	・ コアグループ会議招集の検討
・ 見通し情報 ・ 解説情報	・ コアグループ会議招集 ・ レベル引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 解説情報（臨時）	・ 協議会の招集 ・ 「レベル4」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 噴火警戒レベル4	・ 「レベル5」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言
・ 噴火警戒レベル5	・ 火山活動推移に関する情報の収集 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言 ・ 火山活動終息時期等に関する情報の収集・対応の検討

協議会の事務局は伊東市であるが、避難対応等により市が事務局業務をすることが困難な場合は、県が事務局を代行する。

また、協議会の招集場所については噴火の影響を受けずに安全が確保できる場所で、かつ市、県及び国の現地対策本部等と効率的な連携が可能な場所を状況に応じて選定することとし、オンラインによる参加も可能とする等、柔軟に対応する。

## 6. 情報伝達

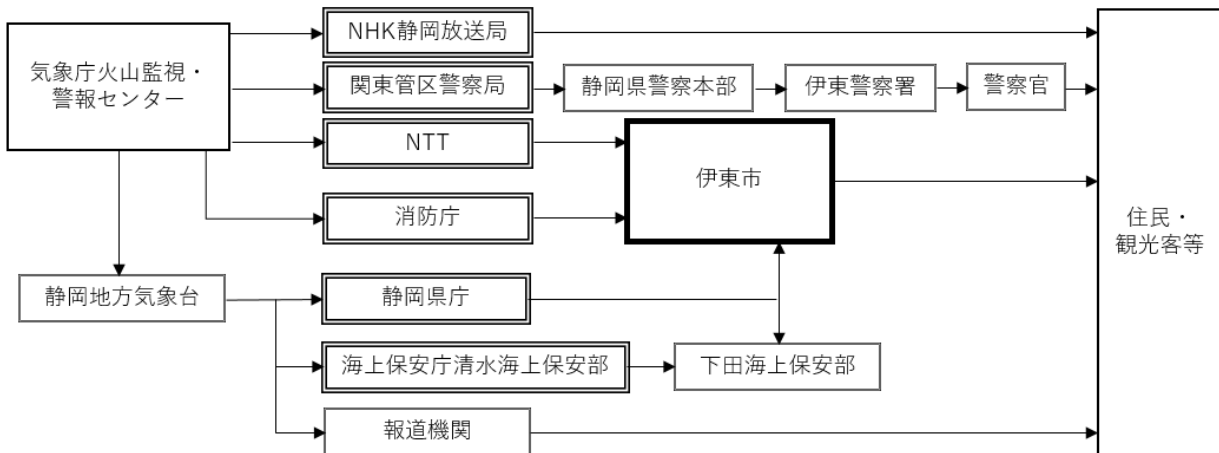
火山現象（噴火、火山性微動、低周波地震等）や群発地震が発生した場合、市域の広範囲に影響が及ぶことから、一般住民や避難行動要支援者、観光客等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、円滑な避難を実施する上で非常に重要となる。

### （１）伊東市の情報収集・伝達体制

気象庁から発表される火山防災情報や見通し情報は、デジタル防災通信システムやＪアラート、電話、FAX等を用いて、市に伝達される。伝達系統図は、図表 25 のとおりである。

市は、通報または伝達された情報を収集・整理し、緊急速報メールや防災行政無線、広報車等を用いて、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に広報する。また、報道関係機関に対して、テレビ、ラジオ等での広報を依頼する。

なお、情報の発信に際しては、風評被害等を考慮し、過度な不安を煽らないように注意しなければならない。



<図表 25 伊東市への噴火警報等の伝達系統図>

### （２）一般住民、避難行動要支援者、観光客等への情報伝達

#### ① 情報伝達手段

市は、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等が情報を入手できるよう複数の手段を使って情報伝達を行うものとする。使用する手段は、以下のとおり。

- ➡ 防災行政無線（同報無線）
- ➡ 市広報車による広報
- ➡ 緊急速報メール（エリアメール）
- ➡ 県防災アプリ
- ➡ 市ホームページ、観光協会ホームページ
- ➡ テレビ放送



- ㊦ ラジオ（緊急告知ラジオ）放送
- ㊦ ケーブルテレビテロップ
- ㊦ テレビプッシュサービス
- ㊦ Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等の SNS
- ㊦ 登録制メール配信サービス
- ㊦ 消防署、消防団、警察署による広報
- ㊦ 宿泊施設及び観光施設での広報

## ② 広報文案

市は、避難実施上重要となる情報（気象庁等から発表される火山防災情報、市が発令する避難情報等）を、一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し適時適切に伝達する必要がある。

一般住民、避難行動要支援者及び観光客等へ情報伝達を行うタイミングは、図表 26 のとおりであり、このタイミングを基本とし、火山活動の状況に変化があった場合や情報が更新された場合等、必要に応じて情報伝達を行う。

また、外国人に配慮し、「やさしい日本語」を含む多言語での情報伝達に努めるものとする。

<図表 26 情報伝達のタイミング>

タイミング		一般住民・ 避難行動要支援者	観光客等
噴火前	i 見通し情報発表時	○	○
	ii 解説情報発表時	○	○
	iii 解説情報（臨時）発表時	○	○
	iv 観光客等への避難（帰宅）指示	—	○
	v 緊急地震速報（震度 5 弱以上）※	○	○
	vi 地震後の注意喚起	○	○
	vii 「噴火警戒レベル 4」発表時※	○	—
	viii 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者への避難指示発令時	○	—
	ix 「噴火警戒レベル 5」発表時※	○	—
	x 一般住民（自家用車有り）への避難指示発令時	○	—
噴火後	xi 避難実施中の噴火発生時	○	○

※ Jアラートによる自動連動対象

基本となる広報文案は、図表 27 のとおりである。この基本構造を基に、伝達手段によって、情報や図を追加、省略して広報文を作成する。

また、事前に広報文案を定型化することが困難であるため広報文案を定めていないが、住民等や観光客等に伝達する必要がある情報を取得した時は、その都度状況に応じて広報文を作成し、積極的に広報を行う。

＜図表 27 広報文例＞

<p>i 見通し情報発表時</p>	<p>こちらは、伊東市です。 伊豆東部の地震情報をお伝えします。 ●日から続いている地震について、本日、●●時●●分に気象庁から「伊豆東部の地震活動に関する見通し情報」が発表されました。今後、大きな揺れをともしなう地震が発生するおそれがあります。注意してください。 また、今後の火山活動の情報に注意してください。 詳細な情報については気象庁ホームページをご覧ください。</p>
<p>ii 解説情報発表時</p>	<p>こちらは、伊東市です。 伊豆東部火山群の活動状況についてお知らせします。 ●日から続いている地震について、本日、●●時●●分に気象庁から「火山の活動に関する解説情報」が発表されました。 今後の火山活動の情報に注意してください。 詳細な情報については気象庁ホームページをご覧ください。</p>
<p>iii 解説情報（臨時）発表時 （住民等に対する広報）</p>	<p>こちらは、伊東市です。 噴火警報発表の可能性があることから、本日●●時●●分に気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されました。 今後の火山活動の情報に注意するとともに、観光客等の避難（帰宅）についての周知と便宜を図ってください。 詳細な情報については気象庁ホームページをご覧ください。</p>
<p>iv 観光客等への避難 （帰宅）指示 （観光客・観光関係事業者等に対する広報）</p>	<p>こちらは、伊東市です。 観光客等の避難（帰宅）指示についてお知らせします。 本日、気象庁が発表した「火山の状況に関する解説情報（臨時）」によると、伊豆東部火山群の活動が活発化しており、近日中に噴火警報の発表に至る可能性があります。 鉄道は震度5弱以上の地震又は噴火警報により運転中止となる場合があります。 伊東市内を観光中の方々におかれましては、速やかに噴火影響範囲から避難（帰宅）していただくようお願いいたします。 噴火影響範囲につきましては、伊東市ホームページで御確認ください。</p>
<p>v 緊急地震速報 （震度5弱以上） ※Jアラートによる自動連動</p>	<p>●●●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表 緊急地震速報 静岡県伊豆:震度●●以上 強い揺れに備えてください。</p>
<p>vi 地震後の注意喚起</p>	<p>こちらは、伊東市です。 本日、伊豆半島東方沖を震源とする震度●●の地震が発生しました。現在発生している群発地震は火山性のものと見られており、今後、噴火警報の発表に至る可能性があります。市民の皆様及び観光客の皆様におかれましては、今後の情報に注意し、事態の悪化に備えていただくようお願いいたします。</p>
<p>vii 「噴火警戒レベル4」 発表時 ※Jアラートによる自動連動</p>	<p>●●●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表 伊豆東部火山群に噴火警戒レベル4が発表されました。 噴火の影響範囲内にいる方は、避難の準備をしてください。</p>

<p>viii 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者への避難指示発令時</p>	<p>こちらは、伊東市です。 伊豆東部火山群に「噴火警戒レベル4」が発表されたため、一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示を発令します。 避難対象地区は、●●地区・・・です。 公共交通機関（鉄道・バス）で避難する住民の方、避難行動要支援者の方は、避難計画にてあらかじめ地区ごとに決められた受入先市町に避難してください。 避難対象地区以外の住民の方、自家用車で避難可能な住民の方は、現時点では避難を開始する必要はありませんが避難の準備をし、今後の情報に注意してください。 観光客の方は、今いる場所が避難対象地区であった場合は、伊東市や警察等の誘導・指示に従って速やかに、避難（帰宅）してください。 火山に関する情報は気象庁ホームページを、避難計画等の情報は伊東市ホームページをご覧ください。</p>
<p>ix 「噴火警戒レベル5」発表時 ※Jアラートによる自動連動</p>	<p>●●●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表 伊豆東部火山群に噴火警戒レベル5が発表されました。 噴火の影響範囲内にいる方は、ただちに避難してください。</p>
<p>x 一般住民（自家用車有り）への避難指示発令時</p>	<p>こちらは、伊東市です。 伊豆東部火山群に「噴火警戒レベル5」が発表されたため、一般住民（自家用車有り）に対し避難指示を発令します。 避難対象地区は、●●地区・・・です。 避難対象地区にお住まいの住民の方は、避難計画にてあらかじめ地区ごとに決められた受入先市町に避難してください。 それ以外の地区の方は、今後の情報に注意してください。 火山に関する情報は気象庁ホームページを、避難計画等の情報は伊東市ホームページをご覧ください。</p>
<p>xi 避難実施中の噴火発生時</p>	<p>こちらは、伊東市です。 本日、●●時●●分に、●●（想定火口域呼称又は行政区）で噴火が発生しました。 気象庁から「噴火警戒レベル5」が継続発表されています。 直ちに、命を守る行動をとってください。 今後の情報に注意してください。 火山に関する情報や避難所等の情報は、伊東市役所又は気象庁ホームページをご覧ください。</p>

### ③ 避難行動要支援者への情報伝達の留意

避難行動要支援者は、情報の入手が困難な場合があるため、避難行動要支援者名簿やあらかじめ作成された個別避難計画に基づき、確実に一人一人に情報を伝える必要がある。

在宅の避難行動要支援者へは、市と避難支援者や自主防災組織等が連携し、自宅に訪問し伝達する等、情報を確実に伝達する他、社会福祉施設等へは、市と社会福祉協議会が連携して各施設に電話・FAX、直接訪問を行い、情報を伝達する。

#### ④ 観光客等への情報伝達の留意点

観光客等には以下の特性がある。

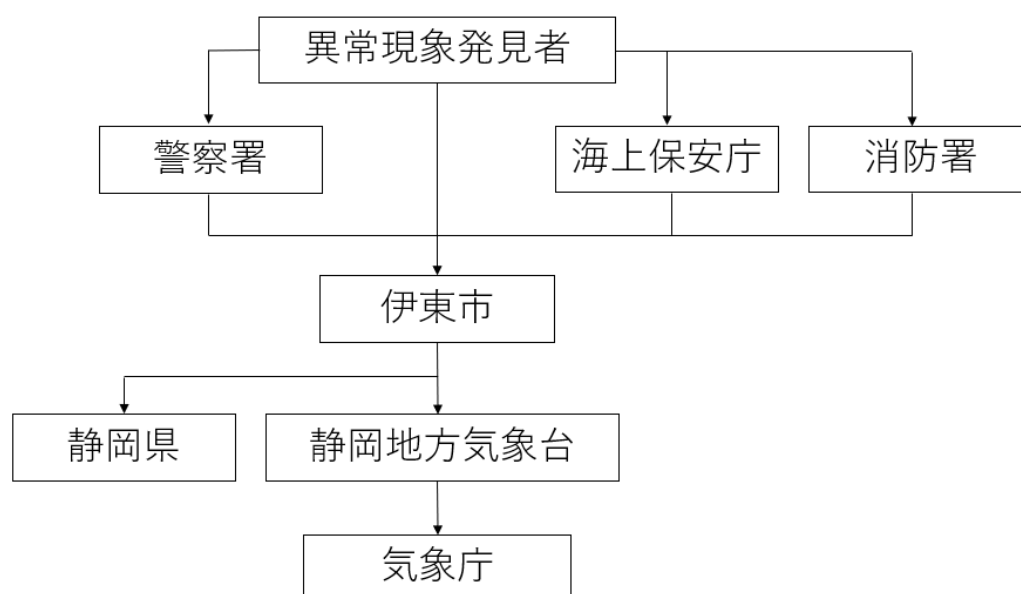
- 滞在地域の危険区域等（影響範囲等）の認識が不足している
- 不特定多数かつ一過性である
- 情報を入手する機会が限定されている

このような特性を踏まえ、避難対象となる範囲をわかりやすいランドマーク等を活用して説明し、観光客等が情報を入手しやすいよう観光協会等のホームページへの掲載や宿泊施設、観光施設等の観光客等が訪れる施設での情報提供を行うものとする。

また市は、国、県及び周辺市町と協力し、国内外から訪れる多くの観光客等に対し、各機関のホームページや報道機関を通じた広報、多言語による情報伝達を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を依頼し、宿泊施設、観光施設、主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報の周知に努める。

#### (3) 異常現象の通報と情報共有体制

地割れ、臭気等火山活動に関すると思われる異常（以下、「異常現象」という。）が発見された場合の連絡体制は図表 28 のとおりとする。



<図表 28 異常現象の通報・連絡体制>

市は、異常現象に関する通報を受けた場合、県及び静岡地方気象台に情報提供するとともに、関係機関と協力して、現地調査を行う。また、必要があれば協議会に助言を求め、避難の実施や交通規制等の対応をとる。

#### (4) 報道対応

市は、報道対応の担当者を置いて報道機関等との連携・情報共有を図る。

- 災害対策本部設置前：危機対策課が対応する。
- 災害対策本部設置後：情報発表責任者を災害対策本部長（市長）とし、秘書広報班が対応する。

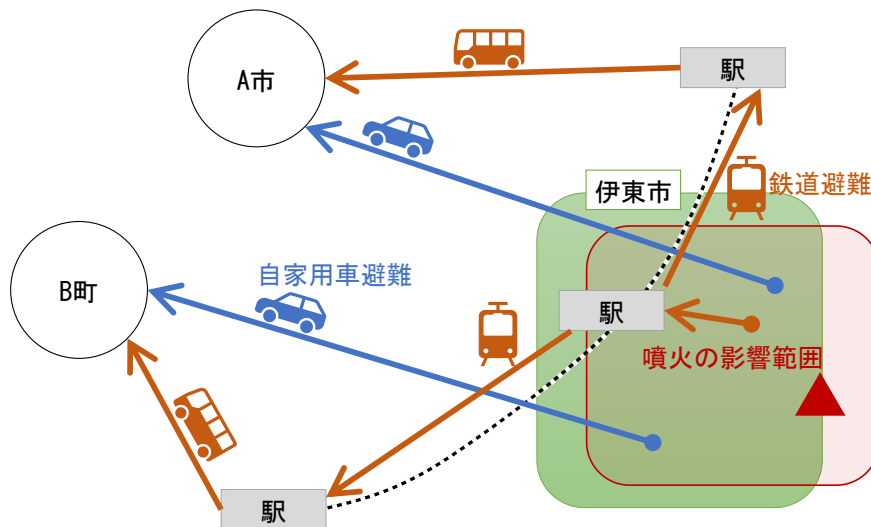
報道機関には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、前述の風評被害を防止する観点から、正確な救助活動状況や被害情報についての報道を依頼する。

また市は、県と協力し、地元報道機関以外の報道機関に対しても、観光客等の避難（帰宅）指示に関する報道を依頼する。

流言、デマ、風評被害等は情報不足からも発生するため、地震の被害状況、協議会（コアグループ会議）の協議内容、災害対策本部会議の決定事項等の公表できる情報については、定期的に記者会見を開き、積極的な情報提供に努める。

7. 避難対応

避難の基本的なパターンは、噴火影響範囲内から市外の受入先市町への広域避難とする。



※鉄道は噴火警報又は地震により運転中止となる可能性があり、その場合に使用できるのは自家用車避難の経路(青矢印)のみとなります。

<図表 29 避難のイメージ>

市は、気象庁から発表される噴火警戒レベル等の火山防災情報をトリガーとして、避難情報を発令する。発表される火山防災情報に対し市が発令する避難情報等については、図表 30 のとおりである。

<図表 30 火山防災情報に対し市が発令する避難情報等>

火山防災情報	市が発令する避難情報等
見通し情報	一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起
解説情報	一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起
解説情報（臨時）	観光客等に対する避難（帰宅）指示
噴火警戒レベル4	一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難指示
噴火警戒レベル5	一般住民（自家用車有り）に対する避難指示
噴火速報	緊急安全確保

住民等の行動

市が発信する情報に注意し、現状を正確に把握するとともに、速やかな安全の確保のため、常に「次の状況」を想定し準備をしてください。

## (1) 避難手段

### ① 基本的な避難手段

一般住民、避難行動要支援者、観光客等の避難手段は、図表 31 のとおりである。

<図表 31 避難手段一覧>

区分	自家用車 有無	避難手段
一般住民	有り	自家用車（自家用車の乗合いを含む）
	無し	公共交通機関（鉄道、バス等）
避難行動要支援者	有り	避難支援者の自家用車 （避難支援者が自家用車有りの場合のみ）
	無し	公共交通機関（鉄道、バス等）
観光客等	有り	自家用車（レンタカー、自動二輪車、観光 バス等の自動車を含む）
	無し	公共交通機関（鉄道、バス等）

鉄道による避難は、熱海方向（北方向）へは伊東駅又は宇佐美駅を起点に、下田方向（南方向）へは伊豆高原駅を起点に避難することとするため、東日本旅客鉄道株式会社及び伊豆急行株式会社に協力を依頼する。

#### 住民等の行動

自家用車を持たず、乗合せでの避難も出来ないという方は、公共交通機関を利用して避難してください。詳細は 49 ページを参照してください。

鉄道は震度 5 弱以上の地震が発生した場合、線路点検等のため一時運転中止となり、「噴火警戒レベル 5」発表以降は完全に運転中止となるため、自家用車を持たない方は、できるだけ親戚、友人、近隣住民等との乗合せでの避難を検討してください。

### ② 避難手段別の避難対象者数

ア) 一般住民及び避難行動要支援者の避難手段別の避難対象者数

一般住民の避難手段別避難対象者数は、自家用車保有率<sup>§</sup>から 69%を「自家用車有り」、残り 31%を「自家用車無し」と想定した。また、避難行動要支援者の「避難支援者（一般住民）が自家用車を持っている割合」については、一般住民と同率と考える。なお、避難行動要支援者には必ず避難支援者が同行することとし、その比率は避難行動

<sup>§</sup> 静岡県「東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）」([https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default\\_project/page/001/029/734/dailshouhigashiizunishiizutiikiwoto\\_rimakugenjou.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/029/734/dailshouhigashiizunishiizutiikiwoto_rimakugenjou.pdf))

要支援者1人に対して避難支援者1人とし、1世帯としてカウントとした。各避難対象者数は、図表32のとおりである。

<図表32 一般住民と避難行動要支援者の避難手段別避難対象者数>

避難対象地区	一般住民				避難行動要支援者＋避難支援者			
	総数 〔人〕	自家用車有り		自家用車 無し 〔人〕	総数 〔人〕	自家用車有り		自家用車 無し 〔人〕
		〔人〕	〔世帯〕			〔人〕	〔世帯〕	
宇佐美	8,152	5,625	2,733	2,527	710	490	245	220
湯川	1,750	1,208	630	542	152	104	52	48
松原	2,592	1,789	1,063	803	226	156	78	70
玖須美	6,885	4,751	2,118	2,134	598	414	207	184
新井	700	483	259	217	60	42	21	18
岡	6,782	4,680	2,458	2,102	590	406	203	184
鎌田	2,989	2,062	1,114	927	260	180	90	80
川奈	6,096	4,206	1,922	1,890	530	366	183	164
吉田	2,609	1,800	785	809	228	156	78	72
荻	3,632	2,506	1,121	1,126	316	218	109	98
合計	42,187	29,110	14,193	13,077	3,670	2,532	1,266	1,138

避難対象地区	一般住民				避難行動要支援者＋避難支援者			
	総数 〔人〕	自家用車有り		自家用車 無し 〔人〕	総数 〔人〕	自家用車有り		自家用車 無し 〔人〕
		〔人〕	〔世帯〕			〔人〕	〔世帯〕	
富戸	271	187	64	84	24	16	16	8

イ) 観光客等の避難（帰宅）手段別の避難（帰宅）者数

観光客等の避難（帰宅）手段別避難（帰宅）者数は、「伊東市への来訪手段の割合」から「自家用車有り」を36.3%とし、それ以外は全て公共交通機関を利用していると仮定し、63.7%を「自家用車無し」とした。

観光客等の避難（帰宅）手段別避難対象者数は、図表33のとおりとなる。

なお、観光客等の自家用車避難（帰宅）は、旅行のグループ単位で避難（帰宅）が行われると想定されることから、グループの人数を令和2年度国勢調査から1世帯当たりの人員（全国平均）：2.21人と仮定し、自家用車の台数を計算している。

<図表33 観光客等の避難（帰宅）手段別避難対象者数>

	総数 〔人〕	自家用車有り		自家用車無し 〔人〕
		人数 〔人〕	自家用車台数 〔台〕	
観光客等	51,043	18,529	8,385	32,514



### ③ 鉄道の運転中止による代替避難手段の確保

市は「噴火警戒レベル4」の発表や群発地震及び震度5弱以上の地震発生に伴い、鉄道が運転中止となった場合、代替避難手段としてバスを確保する。

なお、バスの確保に当たっては、県に依頼するものとする。

#### 住民等の行動

地震により鉄道が運転中止となった場合には、バスによる代替輸送を手配します。市や鉄道会社から発信される情報等を確認して、行動してください。

## (2) 避難先と避難経路

### ① 避難先（受入先市町）及び避難（帰宅）方向

ア) 一般住民及び避難行動要支援者の避難先

一般住民と避難行動要支援者の避難先（受入先市町）は、避難対象者数が少ない富戸を除き、図表 34 のとおり伊東市外の県内市町に設定した。

<図表 34 避難対象地区と避難先>

避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先（受入先市町）
宇佐美	8,862	熱海市、伊豆の国市
湯川	1,902	函南町
松原	2,818	長泉町
玖須美	7,483	沼津市
川奈	6,626	
新井	760	伊豆市
岡	7,372	富士市
鎌田	3,249	三島市
吉田	2,837	東伊豆町、河津町
荻	3,948	下田市
富戸	295	伊東市内（富戸小学校）

宇佐美、岡及び吉田については、避難先等を選定する過程で図表 35 のとおり地区を分割した。本項以降の避難対象地区については、分割後のものを基本に扱うものとする。

#### 住民等の行動

自家用車で避難する方は、自分の居住地区の受入先市町及び後述の避難経由所（39 ページ）の場所について、あらかじめ確認をお願いします。

<図表 35 宇佐美・岡・吉田の地区分割>

避難対象地区	分割後の避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先 (受入先市町)	含まれる町内
宇佐美	宇佐美 a	3,016	熱海市	初津、八幡、城宿、留田、白波台、南熱海グリーンヒル
	宇佐美 b	5,846	伊豆の国市	桑原、山田、阿原田、峰、中里、塩木道、り山峡、海峰苑、みのりの村、巢雲台、天乙平、千年松別荘
岡	岡 a	4,377	富士市	岡広町、寿町、宝町、幸町、桜木町、弥生町、末広町、広野、竹の台、音無町、湯田町、瓶山、馬場町、大原1丁目 (住所が住居表示の地区)
	岡 b	2,995		岡 (住所が番地表示の地区)
吉田	吉田 a	1,501	東伊豆町	新町、一碧湖町、サザンクロス、小室山、イトーピア一碧 B 地区、五毛平
	吉田 b	1,336	河津町	登町、仲町、四軒町、伝馬町

※ 岡区は、町内により行先の避難経路所 (39 ページ) が異なる。

#### イ) 観光客等の避難 (帰宅) 方向

観光客等については、避難 (帰宅) するに当たっては、居住地の違いにより避難 (帰宅) 方向が異なると考えられる。そのため、伊東市へ来訪する観光客等の居住地域から図表 36 のとおり 3 方向に設定した<sup>h</sup>。

<図表 36 避難 (帰宅) 方向と居住地例>

避難 (帰宅) 方向	居住地例
熱海方面	東京都、神奈川県等
沼津方面	静岡県東部・中部・西部の市町、愛知県等
下田方面	下田市等

## ② 自家用車避難に使用する避難経路 (道路)

一般住民及び避難行動要支援者の多くは、避難する際の経路として、市内の道路については詳細まで把握しているが、市外に出てから受入先市町までの道路についてはその限りではなく、観光客等については、伊東市内、市外のいずれの道路についても十分に把握していないことが想定される。

また、避難経路を設定する上で、伊豆東部火山群の噴火までの前兆現象として特徴的な群発地震により、道路被害が発生することを考慮する必要があるため、国道・県道等の主要道路であり、かつ地震等で被害が発生した際に優先して復旧することとされている県の緊急輸送ルート (静岡県東部地域道路啓開検討会) や緊急輸送路を活用し、かつ一部の道路に避難車両が集中しないよう考慮した。

本計画において、避難対象地区ごとの避難経路を設定する条件として、想定火口域の絞

<sup>h</sup> 伊東市「令和3年度伊東温泉観光客実態調査報告書」より

(<https://www.city.ito.shizuoka.jp/material/files/group/17/itouonnsennkannkoujitaityouusa3.pdf>)

り込みがされた場合には、想定火口域方向に向かう避難を避けることとした。

この条件を踏まえ、避難対象地区によっては想定火口域別に複数の避難経路を設定する必要が生じたことから、想定火口域を全域、北寄り、南寄りとした場合の3通りに分類し、避難対象者数を集計した。

なお、想定火口域ごとの避難対象地区及び避難対象者数は、図表 37 のとおりとなる。

<図表 37 避難経路設定上の想定火口域呼称と避難対象地区>

想定火口域	想定火口域番号	避難対象地区	避難対象者数〔人〕
全域	①②③④⑤⑥⑦	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、吉田、荻、富戸	46,152
北寄り	①②③④	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、荻	43,020
南寄り	⑤⑥⑦	松原、玖須美、新井、岡、川奈、吉田、荻、富戸	32,139

### ③ 避難経由所の設置

自家用車避難者に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

自家用車避難者は、直接避難所へは向かわず、原則、避難経由所へ向かうこととする。

受入先市町内の比較的規模が大きい公園等を避難経由所に指定することにより、土地勘のない避難者にとって目的地が分かりやすくなるとともに、避難車両の駐車スペースが確保できる。

また、避難経由所での集結状況により避難所を段階的に開設することができるため、受入先市町の初期段階における避難所運営の負担軽減等につながる。

なお、避難経由所の考え方・位置付けは、静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を基に各市町と調整を行い、図表 38 のとおりとした。

<図表 38 避難経由所一覧>

避難対象地区	避難先	避難経由所	住所
宇佐美 a	熱海市	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	熱海市伊豆山 1164-1
宇佐美 b	伊豆の国市	旧スポーツワールド	伊豆の国市南江間 2176-1
湯川	函南町	かんなみスポーツ公園	田方郡函南町平井 1592-6
松原	長泉町	長泉町健康づくりセンター	駿東郡長泉町納米里 549
玖須美	沼津市	愛鷹広域公園（市有地駐車場）	沼津市足高 202
川奈			
新井	伊豆市	無し（狩野ドームに直接避難）	伊豆市青羽根 89
岡 a	富士市	富士川緑地公園	富士市五貫島 750
岡 b		富士総合運動公園	富士市中野 671
鎌田	三島市	南二日町広場	三島市南二日町 24-5
吉田 a	東伊豆町	町立体育センター	賀茂郡東伊豆町稲取 3348-19
吉田 b	河津町	河津バガテル公園第2駐車場	賀茂郡河津町峰 1073
荻	下田市	道の駅「開国下田みなと」	下田市外ヶ岡 1-1

#### ④ 自家用車避難に使用する避難経路一覧

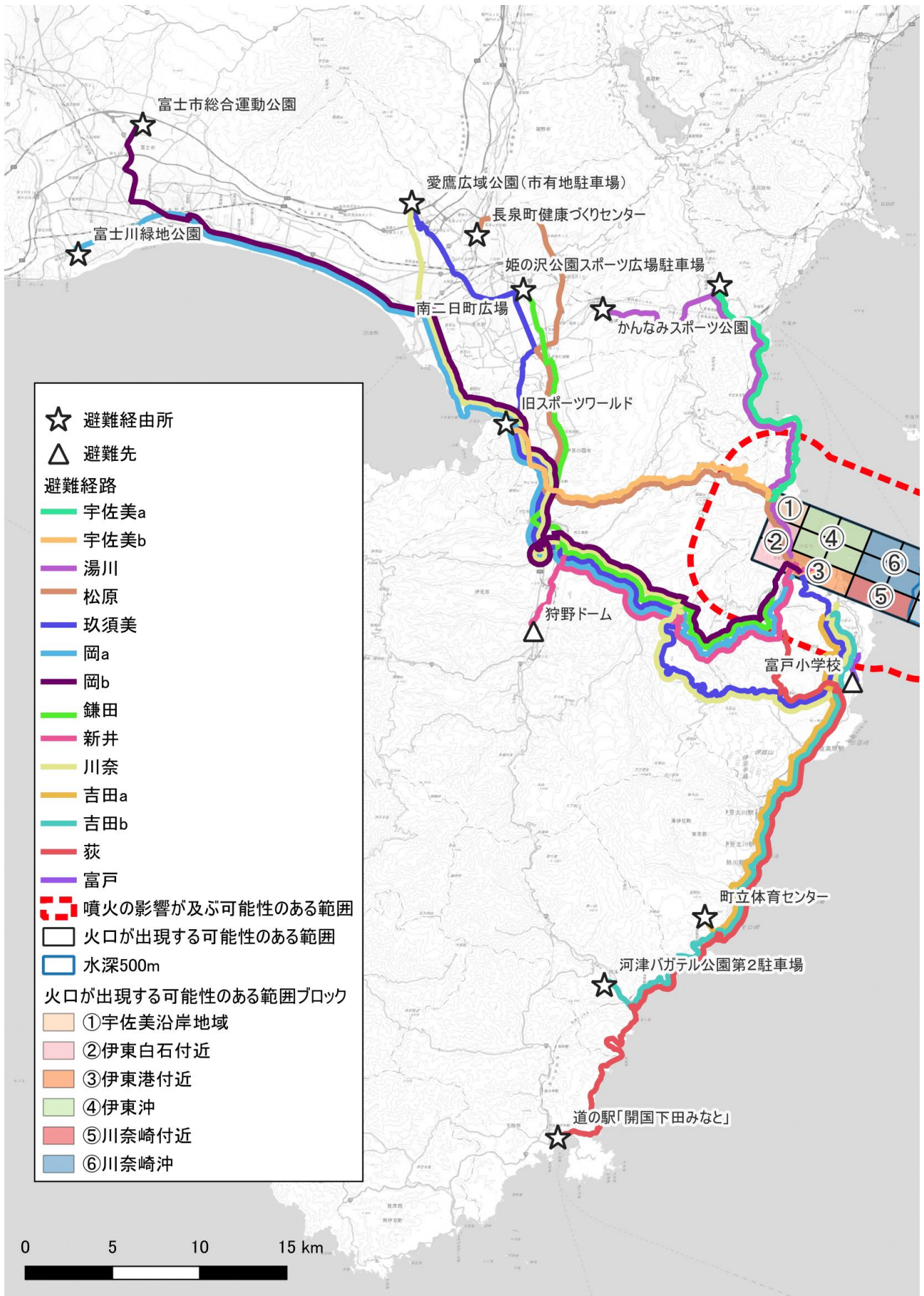
自家用車で避難する一般住民及び避難行動要支援者の避難対象地区ごとに設定した避難経路所までの避難経路は図表 39 から 44 のとおりである。

避難対象地区ごとの詳細な経路図及び受入先市町の指定避難所一覧については、巻末 67 ページ～120 ページに掲載しています。

<図表 39 避難対象地区ごとに設定した避難経路所までの避難経路（全域）>

避難対象地区	避難先（受入先市町）	避難経路所	避難経路	方向
宇佐美 a	熱海市	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	国道 135 号↓ 県道 11 号熱海函南線↓ 県道 20 号熱海箱根峠線	北
宇佐美 b	伊豆の国市	旧スポーツワールド	県道 19 号伊東大仁線↓ 国道 414 号↓ 伊豆の国市道長 219 号線↓ 伊豆の国市道長 3011 号線	西
湯川	函南町	かなみスポーツ公園	国道 135 号↓ 県道 11 号熱海函南線↓ 県道 135 号田原野函南停車場線	北
松原	長泉町	長泉町健康づくりセンター	国道 135 号↓ 県道 19 号伊東大仁線↓ 国道 414 号↓ 国道 136 号↓ 東駿河湾環状道路 (函南塚本 IC～三島萩 IC)↓ 県道 21 号三島裾野線↓ 県道 394 号沼津小山線↓ 県道 87 号大岡元長窪線	北西
玖須美	沼津市	愛鷹広域公園（市有地駐車場）	国道 135 号↓ 県道 111 号遠笠山富戸線↓ 伊豆スカイライン (天城高原 IC～冷川 IC)↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～函南塚本 IC)↓ 国道 136 号↓ 国道 1 号↓ 国道 246 号↓ 県道 83 号沼津インター線↓ 県道 405 号足高三枚橋線↓ 沼津市道 0217 号線	北西
新井	伊豆市	狩野ドーム（避難所に直接避難）	国道 135 号↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 県道 349 号修善寺天城湯ヶ島線	西

岡 a	富士市	富士川緑地公園	県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 国道 136 号 ↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC) ↓ 国道 414 号 ↓ 県道 380 号富士清水線 ↓ 国道 139 号 ↓ 国道 1 号	北西
岡 b	富士市	富士総合運動公園	県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 国道 136 号 ↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC) ↓ 国道 414 号 ↓ 県道 380 号富士清水線 ↓ 国道 139 号 ↓ 西富士道路 (富士 IC～広見 IC) ↓ 県道 72 号富士白糸滝公園線 ↓ 県道 88 号一色久沢線	北西
鎌田	三島市	南二日町広場	県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 国道 136 号 ↓ 函南町道間宮蛇ヶ橋線 ↓ 県道 141 号清水函南停車場線 ↓ 三島市道南二日町中島線	北西
川奈	沼津市	愛鷹広域公園 (市有地駐車場)	国道 135 号 ↓ 県道 111 号遠笠山富戸線 ↓ 伊豆スカイライン (天城高原 IC～冷川 IC) ↓ 県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC) ↓ 国道 414 号 ↓ 県道 162 号沼津停車場東沢田線 ↓ 沼津市道 0129 号線 ↓ 沼津市道 1668 号線 ↓ 沼津市道 0230 号線	北西
吉田 a	東伊豆町	町立体育センター	国道 135 号 ↓ 東伊豆町道稲取片瀬線	南
吉田 b	河津町	河津バガテル公園第 2 駐車場	国道 135 号 ↓ 県道 14 号下佐ヶ野谷津線 ↓ 河津町道鍛冶屋沢線	南
荻	下田市	道の駅「開国下田みなと」	県道 351 号池東松原線 ↓ 県道 111 号遠笠山富戸線 ↓ 国道 135 号	南
富戸	富戸小学校	—	県道 109 号伊東川奈八幡野線	南



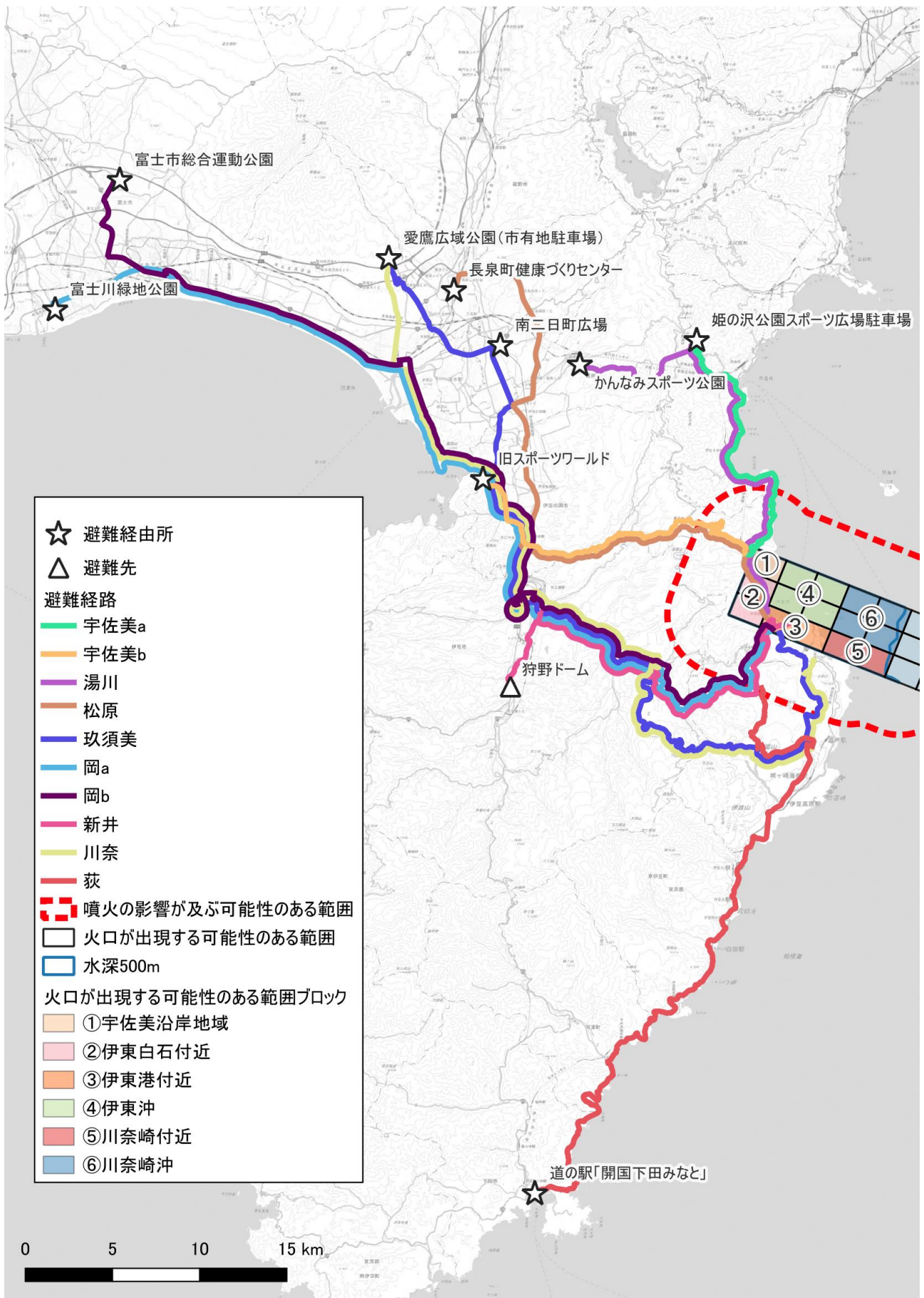
<図表 40 避難対象地区ごとに設定した避難経路所・避難先までの避難経路図（全域）>

<図表 41 避難対象地区ごとに設定した避難経由所までの避難経路（北寄り）>

避難対象地区	避難先（受入先市町）	避難経由所	避難経路	方向
宇佐美 a	熱海市	姫の沢公園スポーツ広場駐車場	国道 135 号↓ 県道 11 号熱海函南線↓ 県道 20 号熱海箱根峠線	北
宇佐美 b	伊豆の国市	旧スポーツワールド	県道 19 号伊東大仁線↓ 国道 414 号↓ 伊豆の国市道長 219 号線↓ 伊豆の国市道長 3011 号線	西
湯川	函南町	かなみスポーツ公園	国道 135 号↓ 県道 11 号熱海函南線↓ 県道 135 号田原野函南停車場線	北
松原	長泉町	長泉町健康づくりセンター	国道 135 号↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (大仁南 IC～函南塚本 IC)↓ 東駿河湾環状道路 (函南塚本 IC～三島萩 IC)↓ 県道 21 号三島裾野線↓ 県道 394 号沼津小山線↓ 県道 87 号大岡元長窪線	北西
玖須美	沼津市	愛鷹広域公園（市有地駐車場）	国道 135 号↓ 県道 111 号遠笠山富戸線↓ 伊豆スカイライン (天城高原 IC～冷川 IC)↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～函南塚本 IC)↓ 国道 136 号↓ 国道 1 号↓ 国道 246 号↓ 県道 83 号沼津インター線↓ 県道 405 号足高三枚橋線↓ 沼津市道 0217 号線	北西
新井	伊豆市	狩野ドーム（避難所に直接避難）	国道 135 号↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 県道 349 号修善寺天城湯ヶ島線	西
岡 a	富士市	富士川緑地公園	県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC)↓ 国道 414 号↓ 県道 380 号富士清水線↓ 国道 139 号↓ 国道 1 号	北西

岡 b	富士市	富士総合運動公園	県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 国道 136 号 ↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC) ↓ 国道 414 号 ↓ 県道 380 号富士清水線 ↓ 国道 139 号 ↓ 西富士道路 (富士 IC～広見 IC) ↓ 県道 72 号富士白糸滝公園線 ↓ 県道 88 号一色久沢線	北西
鎌田	三島市	南二日町広場	県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 国道 136 号 ↓ 函南町道間宮蛇ヶ橋線 ↓ 県道 141 号清水函南停車場線 ↓ 三島市道南二日町中島線	北西
川奈	沼津市	愛鷹広域公園 (市有地駐車場)	国道 135 号 ↓ 県道 111 号遠笠山富戸線 ↓ 伊豆スカイライン (天城高原 IC～冷川 IC) ↓ 県道 12 号伊東修善寺線 ↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC) ↓ 国道 414 号 ↓ 県道 162 号沼津停車場東沢田線 ↓ 沼津市道 0129 号線 ↓ 沼津市道 1668 号線 ↓ 沼津市道 0230 号線	北西
荻	下田市	道の駅「開国下田みなと」	県道 351 号池東松原線 ↓ 県道 111 号遠笠山富戸線 ↓ 国道 135 号	南



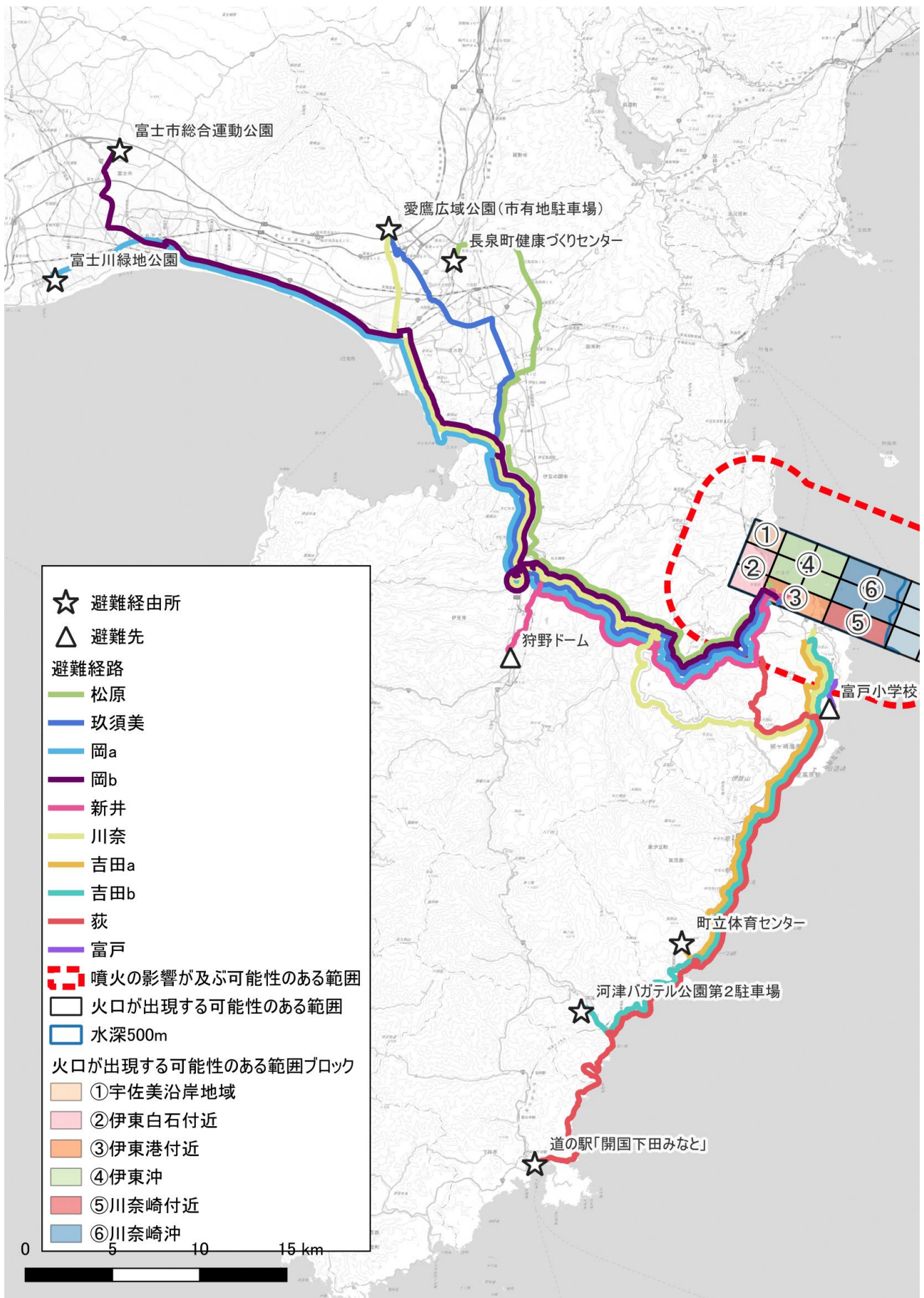


<図表 42 避難対象地区ごとに設定した避難経由所・避難先までの避難経路図（北寄り）>

<図表 43 避難対象地区ごとに設定した避難経由所までの避難経路（南寄り）>

避難対象地区	避難先（受入先市町）	避難経由所	避難経路	方向
松原	長泉町	長泉町健康づくりセンター	国道 135 号↓ 県道 19 号伊東大仁線↓ 国道 136 号↓ 東駿河湾環状道路 (函南塚本 IC～三島萩 IC)↓ 県道 21 号三島裾野線↓ 県道 394 号沼津小山線↓ 県道 87 号大岡元長窪線	北西
玖須美	沼津市	愛鷹広域公園（市有地駐車場）	国道 135 号↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～函南塚本 IC)↓ 国道 136 号↓ 国道 1 号↓ 国道 246 号↓ 県道 83 号沼津インター線↓ 県道 405 号足高三枚橋線↓ 沼津市道 0217 号線	北西
新井	伊豆市	狩野ドーム（避難所に直接避難）	国道 135 号↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 県道 349 号修善寺天城湯ヶ島線	西
岡 a	富士市	富士川緑地公園	県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC)↓ 国道 414 号↓ 県道 380 号富士清水線↓ 国道 139 号↓ 国道 1 号	北西
岡 b	富士市	富士総合運動公園	県道 12 号伊東修善寺線↓ 国道 136 号↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC)↓ 国道 414 号↓ 県道 380 号富士清水線↓ 国道 139 号↓ 西富士道路 (富士 IC～広見 IC)↓ 県道 72 号富士白糸滝公園線↓ 県道 88 号一色久沢線	北西

川奈	沼津市	愛鷹広域公園（市有地駐車場）	国道 135 号↓ 県道 111 号遠笠山富戸線↓ 伊豆スカイライン (天城高原 IC～冷川 IC)↓ 県道 12 号伊東修善寺線↓ 修善寺道路・伊豆中央道 (修善寺 IC～長岡北 IC)↓ 国道 414 号↓ 県道 162 号沼津停車場東沢田線↓ 沼津市道 0129 号線↓ 沼津市道 1668 号線↓ 沼津市道 0230 号線	北西
吉田 a	東伊豆町	町立体育センター	国道 135 号↓ 東伊豆町道稲取片瀬線	南
吉田 b	河津町	河津バガテル公園第 2 駐車場	国道 135 号↓ 県道 14 号下佐ヶ野谷津線↓ 河津町道鍛冶屋沢線	南
荻	下田市	道の駅「開国下田みなと」	県道 351 号池東松原線↓ 県道 111 号遠笠山富戸線↓ 国道 135 号	南
富戸	富戸小学校	—	県道 109 号伊東川奈八幡野線	南



<図表 44 避難対象地区ごとに設定した避難経由所・避難先までの避難経路図（南寄り）>

## ⑤ 鉄道避難の経路

鉄道で避難する一般住民と避難行動要支援者は、避難対象地区別に図表 45 のとおり避難する。

また、一般住民及び避難行動要支援者は、各避難先の最寄り駅からバスを利用し、避難先まで移動することとする。

＜図表 45 避難対象地区別鉄道避難経路＞

避難対象地区	避難先（受入先市町）	避難開始駅	避難先の最寄り駅	
宇佐美	熱海市	伊東駅 又は 宇佐美駅	熱海駅（J R 伊東線）	
	伊豆の国市		伊豆長岡駅（伊豆箱根鉄道駿豆線）	
湯川	函南駅（J R 東海道本線）			
松原	三島駅 北口（J R 東海道本線）			
玖須美	沼津市		沼津駅（J R 東海道本線）	
川奈			修善寺駅（伊豆箱根鉄道駿豆線）	
新井	伊豆市		富士駅（J R 東海道本線）	
岡	富士市		三島駅 南口（J R 東海道本線）	
鎌田	三島市		伊豆高原駅	伊豆稲取駅（伊豆急行線）
吉田	東伊豆町			河津駅（伊豆急行線）
	河津町	伊豆急下田駅（伊豆急行線）		
荻	下田市	—	—	
富戸	伊東市内（富戸小学校）	—	—	

### 住民等の行動

鉄道を利用して避難する住民等は、「噴火警戒レベル4」が発表された時には「避難開始駅」まで徒歩又はバス・タクシー等で移動し、「避難先の最寄り駅」まで鉄道で移動してください。「避難先の最寄り駅」からは、行政が手配したバスに乗車し避難所へ向かってください。なお、行政が手配したバスを除く公共交通機関等の運賃については、避難者各自の負担となります。また、地震の発生等により鉄道が運転中止となった場合には、37ページの記載に従い行動してください。

## ⑥ 避難所の設定

避難所は、原則、受入先市町の指定避難所とし、市内での避難となる富戸地区は、伊東市の指定避難所である富戸小学校とする。また、噴火影響範囲外の地区において地震や降灰後の土石流等で被害を受け、避難が必要となった住民等については噴火影響範囲外の市内避難所で受け入れることとする。噴火影響範囲外の市内避難所については、図表 46 のとおりである。

＜図表 46 噴火影響範囲外の市内避難所一覧＞

避難所名称	所在地	避難可能人数	避難所名称	所在地	避難可能人数
富戸小学校	富戸 1203-1	200	旧伊東高校城ヶ崎分校	八幡野 1120	840
老人憩の家城ヶ崎荘	富戸 911-115	80	八幡野幼稚園	八幡野 1189-55	90
富戸幼稚園	富戸 594	70	八幡野コミュニティセンター	八幡野 1189-172	180
富戸コミュニティセンター	富戸 594	160	池小学校	池 477-2	210
十足延命館	十足 536-1	10	池幼稚園	池 469-4	30
十足公民館	十足 595-1	30	生涯学習センター池会館	池 475-2	70
八幡野小学校	八幡野 976-1	340	生涯学習センター赤沢会館	赤沢 60-1	70
対島中学校	八幡野 1128-3	380			

### (3) 観光客等の避難（帰宅）

本計画において、観光客等については避難（帰宅）を原則とし、火山防災情報等発表のタイミングに合わせ、避難（帰宅）を求めるものとする。

＜図表 47 火山防災情報に対する避難情報等（観光客等）＞

火山防災情報	避難情報等
見通し情報	地震に関する注意喚起
解説情報	火山噴火に関する注意喚起
解説情報（臨時）	避難（帰宅）指示

#### ① 「見通し情報」発表時の地震に関する注意喚起

市は、気象庁から「見通し情報」が発表された場合、情報伝達手段を用いて観光客等に地震に関する注意喚起をするとともに、宿泊施設、観光施設及び公共交通機関に対し、館内放送、看板、従業員の案内等により、施設を利用する観光客等に周知するよう依頼する。

また、伊東温泉旅館ホテル協同組合や伊東観光協会等から宿泊者数等の情報を収集し、観光客数の把握に努める。

#### ② 「解説情報」発表時の火山噴火に関する注意喚起

市は、気象庁から「解説情報」が発表された場合「見通し情報」発表時と同様に観光客等に火山噴火に関する注意喚起等を行う。

#### ③ 「解説情報（臨時）」発表時の観光客等への避難（帰宅）指示

市は、気象庁から「解説情報（臨時）」が発表された場合、観光客等に避難（帰宅）を指示することについて、情報伝達手段を用いて周知するとともに、宿泊施設、観光施設及び公共交通機関に対し、館内放送、看板、従業員の案内等により、施設を利用する観光客等に周知するよう依頼する。

市は、県、各路線の道路管理者と連携し、あらかじめ決められた箇所での交通調整等を実施するとともに、観光客等の避難（帰宅）の支援を行う。

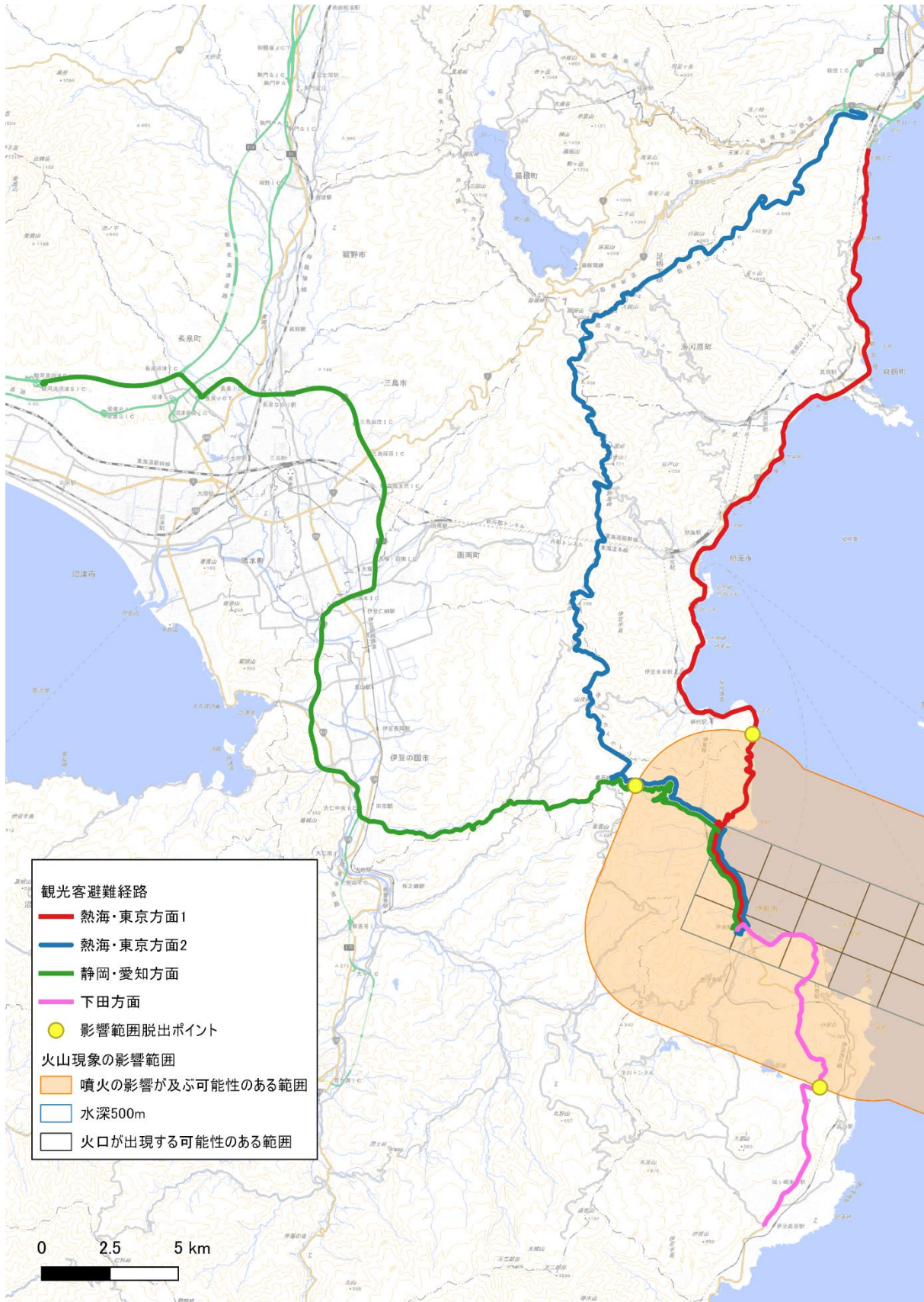
#### ④ 観光客等の避難（帰宅）経路

自家用車で避難する観光客等の避難（帰宅）方向ごとに設定した避難（帰宅）経路は、図表 48 及び図表 49 のとおりである。

また、鉄道で避難する観光客等は、避難情報発令時に滞在していた場所の最寄り駅を避難開始駅とし、避難（帰宅）する。

＜図表 48 観光客等の避難（帰宅）方向ごとに設定した避難（帰宅）経路＞

避難（帰宅）方向	避難（帰宅）経路	方向
熱海方面 a	国道 135 号 ↓ 小田原厚木道路・西湘バイパス	北
熱海方面 b	県道 19 号伊東大仁線 ↓ 伊豆スカイライン ↓ （亀石峠 IC～熱海峠 IC） 県道 20 号熱海箱根峠線 ↓ 箱根ターンパイク ↓ 小田原厚木道路・西湘バイパス	北
沼津方面	県道 19 号伊東大仁線 ↓ 伊豆中央道 （大仁中央 IC～函南塚本 IC） ↓ 東駿河湾環状道路 （函南塚本 IC～沼津岡宮 IC） ↓ 東名高速道路	北西
下田方面	国道 135 号	南



<図表 49 観光客等の避難（帰宅）経路>



#### (4) 一般住民・避難行動要支援者の避難

本計画では、火山防災情報等発表に伴う市の避難情報発表により、避難を行うものとする。

＜図表 50 火山防災情報に関する避難情報等（住民等）＞

火山防災情報等	避難情報等
見通し情報	地震に関する注意喚起
解説情報	火山噴火に関する注意喚起
解説情報（臨時）	避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル 4	一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難指示 一般住民（自家用車有り）に対する避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル 5	一般住民（自家用車有り）に対する避難指示

##### ① 「見通し情報」発表時の地震に関する注意喚起

市は、気象庁から「見通し情報」が発表されたことと、それに伴う注意喚起を、情報伝達手段を用いて住民等に周知する。

###### 住民等の行動

「見通し情報」発表時は、群発地震活動が高まっています。突発的な揺れによる被害に注意してください。

##### ② 「解説情報」発表時の火山噴火に関する注意喚起

市は、気象庁から「解説情報」が発表されたことと、それに伴う注意喚起を、情報伝達手段を用いて住民等に周知する。

###### 住民等の行動

「解説情報」発表時は、直ちに避難を要するほど切迫した状況ではありませんが、積極的に情報収集する等、災害に対する心構えを高めてください。

##### ③ 「解説情報（臨時）」発表時の避難準備の呼びかけ

市は、気象庁からの「解説情報（臨時）」発表に伴い、避難準備が必要であることを、情報伝達手段を用いて住民等に周知する。

###### 住民等の行動

「解説情報（臨時）」が発表された場合は、避難行動要支援者及び自家用車を持たない一般住民の方については、避難行動や避難時の持出品等を確認するなど、避難の準備をしてください。その他の方は引き続き情報収集に努めてください。

#### ④ 「噴火警戒レベル4」発表時の避難指示発令

市は、気象庁からの「噴火警戒レベル4」発表に伴い、避難対象地区内にいる一般住民（自家用車無し）及び避難行動要支援者に対して避難指示を発令する。避難指示の伝達に当たっては情報伝達手段を用いるほか、駿東伊豆消防本部、伊東市消防団及び伊東警察署と連携する。

また、一般住民（自家用車有り）に対しては、避難の準備を呼びかける。

##### 住民等の行動

「噴火警戒レベル4」が発表されましたら、避難対象地区内にお住まいの「避難行動要支援者」及び「自家用車を持たない一般住民」の方は避難を開始してください（「噴火警戒レベル5」が発表されると鉄道は全面運転中止となります）。

「自家用車をお持ちの一般住民」の方については、避難の準備をお願いします。

#### ⑤ 「噴火警戒レベル5」発表時の避難指示発令

市は、気象庁からの「噴火警戒レベル5」の発表に伴い、避難対象地区内にいる一般住民（自家用車有り）に対して、避難指示を発令する。避難指示の伝達に当たっては情報伝達手段を用いるほか、駿東伊豆消防本部、伊東市消防団及び伊東警察署と連携する。

##### 住民等の行動

「噴火警戒レベル5」が発表されましたら、避難対象地区内にお住まいの「自家用車をお持ちの一般住民」の方は避難を開始してください。

「噴火警戒レベル5」が発表されると、鉄道は確実に全面運転中止となりますので、万一「自家用車を持たない一般住民」で避難が遅れてしまった方は、町内会・自治会等にご相談いただき乗合せでの避難や、利用可能な状況であればタクシーで一旦安全な地域までの移動等も検討してください。

### (5) 噴火発生時の緊急安全確保

「噴火警戒レベル5」に引き上げられた場合、火山の活動が非常に活発化しており、噴火が切迫している状態である。ケース3Bに想定される避難途中又はケース3Cに想定される避難開始前といった想定外のタイミングで噴火が発生した場合は、緊急退避を行う必要がある。

#### ① 緊急安全確保の発令

市は、避難完了より前に噴火が発生した場合は、直ちに緊急安全確保を発令し、火口の場所にかかわらず情報伝達手段を活用し、近くの頑丈な建物等に避難するよう緊急退避を呼びかける。また、噴火に伴う津波の発生についても注意を呼びかける。

##### 住民等の行動

避難時には大勢の人が一斉に動きだすため、渋滞の発生が懸念されます。万一、計画の想定よりも早く噴火が発生し、ご自身の身に危険を感じたら、緊急安全確保の発令を待たずに、直ちに近くにある頑丈な建物の中に避難してください。また、避難中は常に周囲の状況に対して気を配るようお願いします。

## ② 緊急退避後の対応

市は、緊急退避した避難者がいる可能性がある範囲の状況を、県、警察、消防、自衛隊等に協力を求め、確認する。

また、緊急退避後の対応については協議会に助言を求め決定し、緊急退避した避難者の救助を県、警察、消防、自衛隊等に依頼する。

## (6) 津波への対応

火山活動に伴う津波は事前に発生する津波高や浸水想定区域を想定することは困難であることから、本計画においては津波の影響範囲等については記載しない。

市は、海底噴火が発生した際には、海岸付近の住民等に対して、火山活動による津波発生への注意を呼び掛け、必要に応じて高台への避難指示を発令するものとする。

また、津波により道路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、市は県、各路線の道路管理者等と連携し、避難経路の変更等の対応を行う。

### 住民等の行動

避難時には大勢の人が一斉に動きだすため、渋滞の発生が懸念されます。万一、計画の想定よりも早く噴火が発生し、ご自身の身に危険を感じたら、緊急安全確保の発令を待たずに、直ちに近くにある頑丈な建物の中に避難してください。また、避難中は常に周囲の状況に対して気を配るようお願いします。

## (7) 宿泊施設・観光施設等での対応

観光客等の円滑な避難（帰宅）を支援するためには、宿泊施設、観光施設等が館内放送、看板、従業員の案内等により利用者に対し周知する等の協力が不可欠である。

ここでは、宿泊施設、観光施設等との連携について定める。

### ① 「見通し情報」発表時の対応

宿泊施設、観光施設等は、気象庁からの「見通し情報」発表に伴い、市から地震に関する注意喚起がされていることを、施設を利用する観光客等に周知する。

また、宿泊施設は、伊東温泉旅館ホテル協同組合や観光協会を通じて、毎日の宿泊者数を市に報告する。

### ② 「解説情報」発表時の対応

宿泊施設、観光施設等は、気象庁からの「解説情報」発表に伴い、市から火山噴火に関する注意喚起がされていることを、施設を利用する観光客等に周知する。

### ③ 「解説情報（臨時）」発表時の対応

宿泊施設、観光施設等は、気象庁からの「解説情報（臨時）」発表に伴い、市から観光客に対し避難（帰宅）指示が発令されたことについて周知する。

### ④ 「噴火警戒レベル4」以上が発表された場合の対応

宿泊施設、観光施設等は、気象庁からの「噴火警戒レベル4」以上の発表に伴い、市か

ら住民に対しても避難（帰宅）指示が発令されたことについて周知する。

#### （8）保育園、幼稚園、学校等における対応

保育園、幼稚園、小学校、中学校等（以下「学校園等」という。）における基本的な対応は図表 51 のとおりとする。詳細な対応については本計画に基づき、学校園等が作成する危機管理マニュアル等に定める。

市は、避難情報を発令した場合や気象庁からの火山防災情報を取得した場合、その情報を学校園等に電話、FAX、電子メール、防災行政無線等で伝達する。

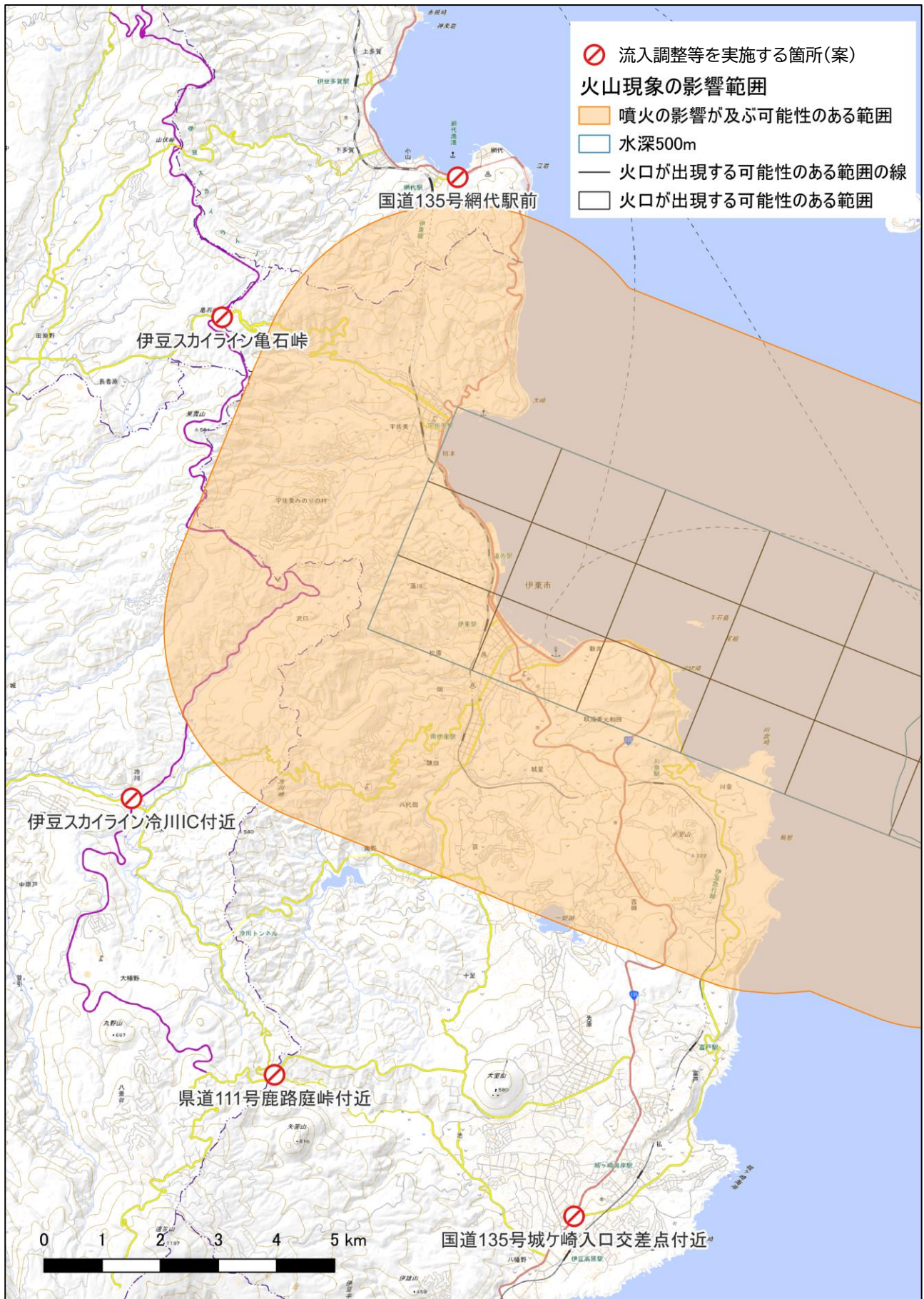
<図表 51 学校園等の対応>

状況等	在校園中の対応	在校園時間外の対応
見通し情報発表時 解説情報発表時	園児、児童、生徒、保護者等 への情報の周知 その後の対応について確認	保護者等への情報の周知 その後の対応について確認
解説情報（臨時）発表時	園児、児童、生徒、保護者等 への情報の周知 必要に応じ引渡しの実施	保護者等への情報の周知
噴火警戒レベル4発表時	園児、児童、生徒、保護者等 への情報の周知 引渡しの完了 休校園等の対応	保護者等への情報の周知 休校園等の対応
噴火警戒レベル5発表時	保護者等への情報の周知 休校園等の対応	保護者等への情報の周知 休校園等の対応

(9) 観光客等の流入に対する対応

市は、「噴火警戒レベル4」以上において、避難車両と観光客等の流入が競合することによる交通の混乱を防ぎ、避難（帰宅）の支援を行うために、県、熱海市、伊豆市及び各路線の道路管理者と連携し、図表 52 に示す箇所での流入調整等の対応を実施する。

また、火山の活動状況等に応じて流入調整等の箇所、規模等を調整する。



<図表 52 流入調整等の箇所案>

## (10) 警戒区域の設定

噴火が発生し、又は切迫している状況の場合、住民等が立ち入ることによる人的被害を防ぐために、住民等が避難した後の避難対象地区に対して、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を設定することが重要となる。

市は、協議会から助言を受けた上で警戒区域を設定し、県、熱海市、伊豆市、伊東警察署、伊豆中央警察署、熱海警察署、各路線の道路管理者等と協力し、警戒区域の設定に伴う立入規制等を実施する。

また、伊東警察署は市内警戒区域内の治安維持に努める。

## (11) 行方不明者の捜索・救助活動

市は、住民等については住民基本台帳等と避難所で作成された避難者名簿と照合し、可能な限り行方不明者の情報集約に努める。観光客等に係る安否確認の対応については宿泊者リスト等を活用する。

なお、集約した情報に加え救出ルートや緊急退避ができる場所等の捜索・救助活動を行う上で重要な情報を、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関に提供する。

## (12) 負傷者等の医療救護

市は、県及び受入先市町と連携し、負傷者が発生した場合、噴火影響範囲外の市内医療機関及び市外の医療機関に対して、患者受入等の協力を求めるものとする。また、必要に応じて、県に対し災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について依頼する。

## (13) 受入先市町の対応

受入先市町は、気象庁が発表する火山防災情報や伊東市が発令する避難情報により、必要な対応をとる。

また、「噴火警戒レベル4」以上発表後、伊東市から何ら連絡がない場合、県に対し伊東市の状況を確認するとともに、避難所等の開設に向け事前調整を行っておくものとする。

<図表 53 受入先市町の対応>

状況等	受入先市町の対応
見通し情報発表時 解説情報発表時 解説情報（臨時）発表時	避難者の受入体制の確認 開設する避難所等の情報を伊東市及び県と共有 避難所等の開設準備
噴火警戒レベル4発表時	避難所等の開設 避難者の受入対応 初動期における避難所運営の補助
噴火警戒レベル5発表時	

## 8. 避難所の開設・運営

### (1) 避難所の開設、運営対応

市は、「噴火警戒レベル4」発表後、避難所等の開設及び初動期の避難所運営の補助を受入先市町に依頼する。

「噴火警戒レベル4」発表から24時間以内を目安に市職員（支部職員66人）を各受入先市町に振り分け派遣することとするが、派遣人数については、各受入先市町の避難所開設状況に大きく依存するため本計画内では定めず、柔軟な対応をとる。

「噴火警戒レベル5」発表後は避難対象地区に居住する、支部職員を除く市職員についても、避難対象地区ごとに定められた受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所運営の補助を行う。

### (2) 避難所における物資・食料の調達

避難所における物資・食料の調達については、原則、伊東市が準備する（避難者が調達する、市が調達する）こととし、受入先市町であらためて備蓄する必要はない。なお、初動対応時において、受入先市町の既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、その費用については、受入先市町からの請求に基づき、後日、伊東市が負担する。

### (3) 災害派遣福祉チーム（DWA T）との連携

避難所生活においては、避難者の生活様式が平時と大幅に変わるによりADL（日常生活動作）の低下から生活不活発発病の発症といった二次的被害が危惧される。そのため、福祉の観点から避難者を支援することも必要であり、市は必要に応じて県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請し、避難者のニーズ把握（例：車椅子の避難者向けスロープ）、ベッドやトイレを始めとする生活環境の整備、定期的な体操の機会による生活不活発発病の予防や各種相談会の実施、避難者のメンタルケアといった支援を受ける。



## 9. 避難後の対応（避難指示の解除基準等）

16 ページ図表 11 「想定されるケース」の、ケース 3（A、B、C）においては噴火に至る場合、ケース 2（A、B、C）においては噴火に至らないまま火山活動が終息する場合を想定しているが、噴火警報発表直後よりも想定火口域が詳細に絞り込まれ、噴火影響範囲が縮小していくことも考えられる。

本項では、噴火後又は噴火に至らない場合に避難指示を解除する基準及び対応並びに避難長期化対策、風評被害対策及び一時立入等の対応について記載する。

### （1）噴火に至った後の対応

伊豆東部火山群は、主たる山体（火口）が存在しない火山であるが、噴火に至った場合には火口が出現するため、噴火発生までは発表されなかった「噴火警戒レベル 2 又は 3」が発表される可能性がある。

「噴火警戒レベル 3 以下」に引き下げられた時には、火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外の地域に対する避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討する。受入先市町から帰宅する際の移動については、広域避難時と同様に自家用車有りの避難者は自家用車で、自家用車無しの避難者は鉄道で行う。鉄道が噴火影響範囲を通過しなければならないために運転中止が継続している場合には、県が手配したバスで移動することとする。なお、いずれの移動経路も噴火影響範囲を通ることがないように徹底する。

噴火後に噴火活動が終息に向かえば、噴火影響範囲は当初の陸域 3.5 km、海域 3.0 km から縮小されるため、時間の経過とともに噴火影響範囲も限定的になるため、避難対象地区でなくなった地区の住民に対しては避難指示を解除し、避難指示を継続する地区の住民に対しては、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

<図表 54 噴火警戒レベルと対応（噴火後に下がる場合）>

噴火警戒レベル	キーワード	市の対応
5	避難	避難指示継続（噴火影響範囲縮小に伴う、一部避難対象地区の避難指示解除、市内避難への切り替え）
4	高齢者等避難	
3	入山規制	火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外について避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討、海域については船舶等に対する注意喚起
2	火口周辺規制	
1	活火山であることに留意	避難指示解除

### （2）噴火に至らなかった場合の対応

噴火に至らなかった場合は火口が特定できないことから「噴火警戒レベル 2 及び 3」が発表されることはない。よって、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される「噴火警戒レベル 4」以上が継続している限り、避難指示は解除しない。

その後、火山活動が終息に向かい「噴火警戒レベル1」に引き下げられた段階で全域の避難指示を解除する。

### (3) 噴火影響範囲が縮小された場合の対応

噴火の有無に関わらず、観測が進むことにより噴火影響範囲が縮小され、避難対象地区外となった地区の住民に対しては避難指示を解除し、また、避難を継続する必要がある地区の住民に対しても、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

受入先市町から自宅又は市内避難所への移動については、「(1) 噴火に至った後の対応」と同様とする。

### (4) 小さな噴石・降灰・被害を伴う地震・降灰後の土石流への対応

噴火発生前に小さな噴石、降灰、被害を伴う地震及び降灰後の土石流による影響範囲を想定するのは困難であることから、本計画においては影響範囲を想定した対応は記載しない。

市は、気象庁から発表される降灰予報から、小さな噴石や降灰の影響範囲に位置する住民等に対して、情報の伝達を行うとともに、必要に応じた屋内退避や避難指示を発令するものとする。

また、小さな噴石、降灰、被害を伴う地震及び降灰後の土石流により道路等の通行に支障が生じるおそれがある場合、市は県、各路線の道路管理者等と連携し、除灰、土石等除去作業の実施やその支援を行う。

### (5) 避難長期化対策

市は、噴火による避難が長期に及ぶ場合には、避難所に加えてホテルや旅館等を活用することにより、避難者の負担軽減を図る。

避難生活の長期化に伴う分散避難（親族や知人宅への避難）者の増加及び避難対象地区の限定により、避難者数が減少した場合には、避難所の集約や広域避難から市内避難への切り替えを検討する。

また、火山災害により住宅を失った住民等が発生した場合、市は県とともに住民等の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮し、応急仮設住宅の建設を行う。火山活動の終息が見込めず避難生活が長期に及ぶと想定される場合は、住宅が被災していない避難対象の住民等についても、応急的な住宅供給について検討を行い、県及び国に対して必要な支援を求める。

### (6) 避難指示の解除、警戒区域への一時立入等の対応

#### ① 避難指示の解除

市は、避難指示の解除については、協議会での協議・助言を踏まえ、災害対策本部長が決定し、避難対象地区ごとに帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、受入先市町の協力を得て、避難指示の解除を避難者に周知し、帰宅に先立ち、避難者への説明会等を開催する。

伊東警察署、各路線の道路管理者等においては、避難指示の解除に先立ち、帰宅計画で

定めた帰宅経路の状況確認及び二次災害防止対策等を行った上で、避難指示の解除に合わせ、必要な交通規制の解除を行う。

## ② 警戒区域への一時立入等の対応

市は、避難生活が長期に及ぶと想定される場合、火山活動の状況に応じて警戒区域への一時立入の実施を検討する。

実施に当たっては、二次災害等の防止を考慮し、協議会での協議・助言を踏まえ、緊急時における退去の基準並びに立入可能な範囲及び時間を設定する。

また、市は一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成し、伊東警察署、駿東伊豆消防本部、道路管理者等と共有する。

一時立入の際は、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話、デジタル簡易無線等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達できる体制を整備する。

伊東警察署、各路線の道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行う。

市は、作成した一時立入者名簿を活用し、交通規制箇所等で一時立入者の入退去の管理を行う。

## 10. 平常時からの火山防災啓発と防災訓練

### (1) 火山防災に関する啓発・防災教育

住民等や観光関連事業者の防災意識を向上させることで、市が取り組む火山防災対策への住民等の理解が深まり、避難情報発令時における円滑な避難実施に繋がる。

そのためにも、火山防災に関する知識の向上を目指し、県、静岡地方気象台及び美しい伊豆創造センター（ジオパーク推進部）とも連携し、防災教育等の啓発活動を積極的に進め、地域全体の防災意識を向上させることが重要となる。

#### ① 住民等への啓発

市は、住民等を対象に総合防災ガイドブック等を活用しながら、火山の知識、噴火時等のリスクについて周知するための防災講話等を開催することにより、住民等の防災意識の向上を図る。

#### ② 観光関連事業者への啓発

観光客等は、伊豆東部火山群の存在を知らず、火山に関する知識とともに、噴火時等のリスクや防災対応についての理解が不足していると考えられる。

観光客等への事前啓発は困難だが、観光関連事業者への啓発がひいては観光客等の迅速な避難行動に繋がることを期待し、市は、観光関連事業者に対し、火山防災等に関する意識啓発に努める。

#### ③ 学校における防災教育

地域全体の防災意識の向上のためにも、児童・生徒を対象とした学校での防災教育も重要である。

本市においてはこれまでも、伊豆半島の他地域に先駆けて、「伊東の大地の生い立ちとジオパーク」という視点で学ぶ、ジオパークの防災教育の取り組みが「ジオ学習」として行われてきた。今後も「ジオ学習」や出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育を支援する。

また、教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災に関する研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育を行う。

### (2) 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画を熟知しておくことが重要である。

また、市は、防災に関する実働訓練や図上訓練等を通じて、避難計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

防災に関する実働訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難対象となる地区の住民等や観光関連事業者等が参加することが望ましく、自主防災組織や観光関連事業者等にも協力を求め実施する。

## 1 1. 今後の課題

### (1) 本計画で対応を定めていないケースについて

16 ページ図表 11 におけるケースの想定において、本計画ではケース 3 A の想定に基づき事態が悪化し噴火に至ることとしているが、必ずしもケース 3 A のとおりに進むとは言えないため、ケース 3 B 及び 3 C では、ケース 3 A よりも急速に事態が悪化することを想定している。

しかし、現在の火山学では噴火に至るまでの時間的猶予を事前に正確に想定することが困難であるため、事前避難の計画策定には限界がある。

そのため、現計画においては避難完了前に噴火が発生した際の対応として、54 ページ「(5) 噴火発生時の緊急安全確保」に定めるとおりとしているが、今後は「急速に事態が悪化したケース」であっても噴火発生前に避難を完了させられるような対応を検討する必要がある。

### (2) 噴火影響範囲外で噴火が発生する可能性について

「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」では、火口の出現する可能性のある範囲を平成元年の噴火以降に発生した群発地震の震源域を基に設定している。

しかし、火山活動は自然現象であるため、今後は想定範囲の外側に火口が出現する場合も検討していく必要がある。

### (3) 病院・福祉施設等の避難について

本計画に基づき避難を実施する際には、病院、福祉施設といった要配慮者利用施設においても同様に利用者の避難が必要となるが、統一された基準で対応できる公立の学校園等とは異なり、民間施設における個々の対応まで本計画に記載することは困難であるため、今後は民間の要配慮者利用施設を避難促進施設に指定し、避難確保計画の作成を支援していく必要がある。

### (4) 災害対策本部の移転について

市役所庁舎は噴火影響範囲内にあることから、噴火警報発表に伴い災害対策本部移転の必要性が生じる可能性がある。

市の業務継続計画において災害対策本部の代替施設とされている伊東市立門野中学校は噴火影響範囲内にあるため、今後、噴火影響範囲外の施設を新たに選定する必要がある。

### (5) 降灰・小さな噴石・地震・津波・土石流等の対策について

本計画において降灰、小さな噴石、降灰後土石流、被害を伴う地震及び津波による事前避難は想定していないが、これらの現象が住家被害、人的被害、避難路の損壊等を生じさせる可能性があるため、今後は「伊豆東部火山群緊急減災対策砂防計画」策定時に得られた知見等を参考にしたり、別の新たな知見が得られた場合には、それらも参考としながら本計画に追加していく。

### (6) 複合災害への対応について

本計画において複合災害への対応については定めていないが、近年大雨等による災害が多発していることから、複合災害への対応についても検討していく必要がある。

